



**日 本 地 震
再保険の現状
2 0 0 6**



目次

.....

はじめに 1

.....

代表的な経営指標 2

.....

地震保険と当社 4

.....

会社の現況 5

.....

地震保険と再保険のしくみ 12

.....

資料編 23

.....

会社の概要 24

.....

事業の概況 28

.....

経理の状況 34

.....

用語の解説 40

.....



取締役会長
若林 勝三

取締役社長
森 昭彦

はじめに

皆様には、日頃より格別のご支援を賜り厚くお礼を申し上げます。

当社は、国内唯一の、家計地震保険の再保険専門会社として昭和41年に設立し、お陰をもちまして今年の6月に創立40周年を迎えることができました。この間、再保険金の支払態勢の強化・充実に努めるとともに、その裏付けとなる資産の管理・運用にも十分意を用いてまいりました。

平成17年度の地震保険契約は順調に増加し、保有契約は1,000万件を超え、今年の3月末の総資産残高も8,385億円に達しました。今年度は、税制改正により地震保険料の所得控除制度が導入されること等から地震保険契約の増加は一層高まるものと思われまます。

一方、前年度には元受会社からの再保険の計上漏れといった、長年続けてきた事務処理に問題も生じました。当社といたしましては、40周年を機にこれまでの事業運営全般を抜本的に見直すとともに、長期展望に基づく3ヵ年の中期計画を初めて策定し、当社の役割と責任をより一層追求した厳しい経営を目指すことといたしました。

当社は、ディスクロージャーがコーポレート・ガバナンスにとっても極めて有効な手段であると考え、当社の現状と活動を明らかにした小誌「日本地震再保険の現状2006」を作成いたしました。当社のホームページもあわせてご覧いただき、ご理解を賜るとともにご意見を頂戴できれば幸いです。

平成18年7月

日本地震再保険株式会社

取締役社長 **森 昭彦**

会社概要《平成18年3月31日現在》

設 立：昭和41年5月30日

資 本 金：10億円

総 資 産：8,385億円

取締役社長：森 昭彦

従 業 員 数：21名

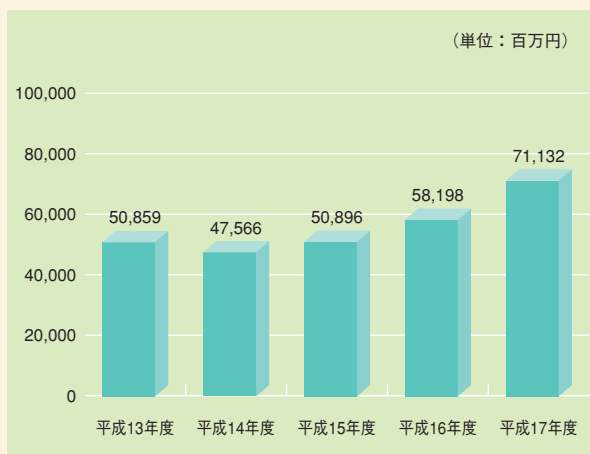
〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
小舟町富士プラザ内(本店のみ)
TEL 03-3664-6074

ホームページアドレス <http://www.nihonjishin.co.jp/>

代表的な経営指標

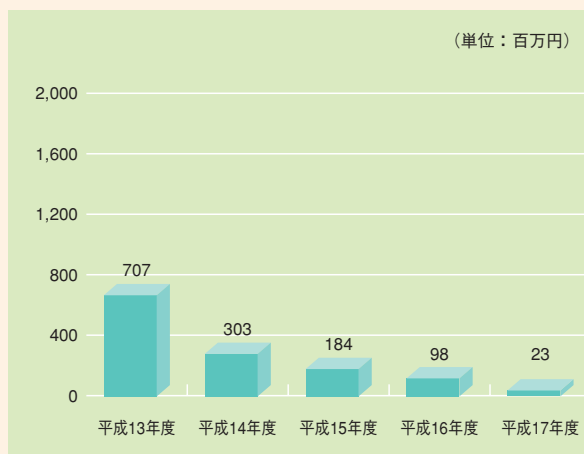
地震保険への加入者が増え、正味収入保険料は、対前年比で、22.2%増となっています。また、運用資産は、再保険金の支払いに備えるため、流動性の高い、高格付け債券で運用しています。

正味収入保険料



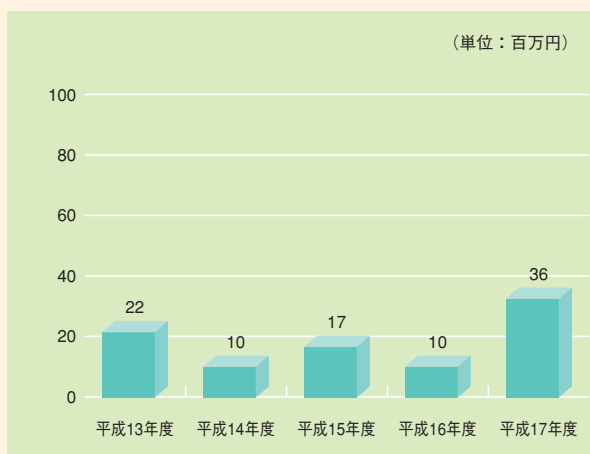
正味収入保険料とは、受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

経常利益



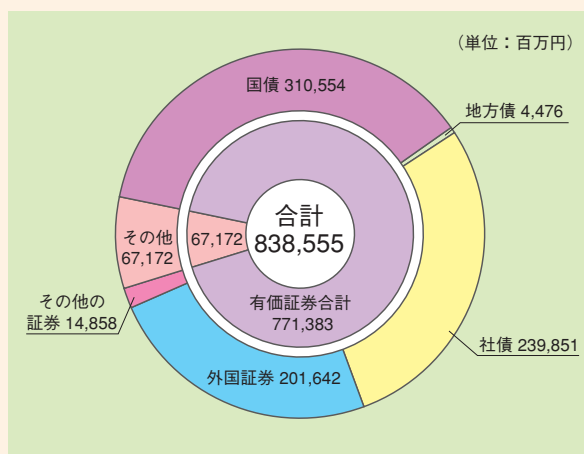
経常利益 = 経常収益 - 経常費用

当期純利益



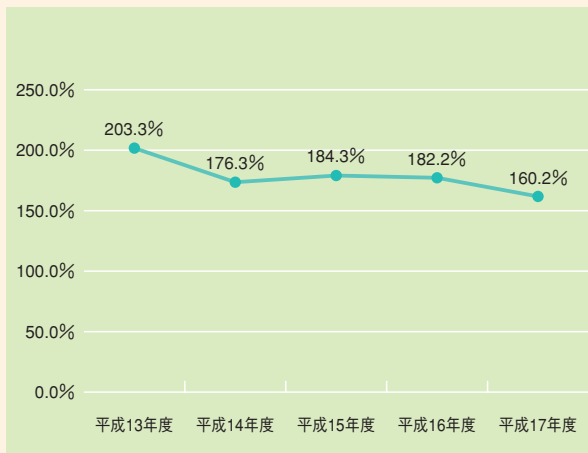
当期純利益 = 経常利益 ± 特別損益 ± 法人税及び住民税ならびに法人税等調整額

総資産の内訳(平成18年3月31日現在)

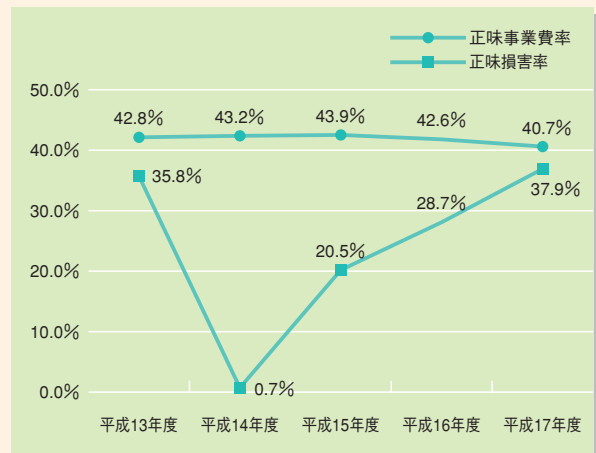


総資産とは、現金や預貯金、有価証券、不動産等の資産の総額であり、貸借対照表上の「資産の部合計」をいいます。

ソルベンシー・マージン比率



正味損害率・正味事業費率



ソルベンシー・マージン比率とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

当社は、「地震保険に関する法律」にもとづき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

正味事業費率 = 保険引受に係る事業費 ÷ 正味収入保険料

単位：百万円

区分	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
正味収入保険料		50,859	47,566	50,896	58,198	71,132
正味損害率		35.8%	0.7%	20.5%	28.7%	37.9%
正味事業費率		42.8%	43.2%	43.9%	42.6%	40.7%
保険引受収益		62,860	51,897	54,678	61,995	91,001
経常利益		707	303	184	98	23
当期純利益		22	10	17	10	36
ソルベンシー・マージン比率		203.3%	176.3%	184.3%	182.2%	160.2%
純資産額		1,569	1,577	1,579	1,587	1,605
総資産額		681,736	726,458	761,594	804,333	838,555
株式等評価差額		27	25	14	11	△5
地震保険評価差額金		11,748	11,825	7,000	5,458	△9,054

地震保険と当社

地震保険制度発足の経緯

わが国は世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害はその発生がきわめて不確実であることや大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから、通常では保険としては成立しにくいものと考えられていました。そのため長年にわたり、地震保険制度について研究、論議されてきましたが、実現には至りませんでした。

しかし、昭和39年6月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、昭和41年5月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律にもとづいて家計地震保険(注)制度が発足し、当社が設立されました。

(注) 損害保険では、家庭の様々な危険に対処するために個人が加入する保険を「家計分野の保険」とし、企業が加入する保険を「企業分野の保険」として区別しています。地震保険に関しても個人が加入する保険を「家計地震保険」と呼び、企業向け地震保険とは商品内容を異にしています。「地震保険に関する法律」は家計地震保険を対象として制定されています。

会社の特色

家計地震保険は、お客様(契約者)に確実に保険金を支払えるように政府、損害保険会社、当社の三者で再保険制度(いわばセーフティネット)を組んでいます。

またお客様からお預かりした保険料は損害保険会社から切り離し、政府と当社で管理し、運用しています。

当社はこのように再保険制度の中心にあって、政府、損害保険会社、当社の三者間の再保険手続きを行うとともに、お客様からお預かりした保険料の管理・運用を行う日本で唯一の地震再保険会社です。

 再保険のしくみについてはP16の「再保険のしくみ」およびP40の「用語の解説」をご覧ください。

大震災への対応

当社の重要な使命は大震災の際、迅速かつ確実に再保険金を支払うことです。このため平時においても常勤役員と管理職により構成された震災対策委員会を常設して、大震災に備えた訓練や体制整備を毎年定期的を実施しています。また、資産の管理・運用は保険金の支払いに支障をきたさないよう流動性(換金性)、安全性に細心の注意を払っています。具体的には次のとおりです。

震災対策委員会とその活動内容

部門横断の会社組織として震災対策委員会を常設し、年間計画にもとづき大地震を想定した初期行動、震災対策本部の設置、再保険金支払演習等の訓練や緊急対応マニュアルの整備点検等を実施しています。平成18年度は、全役員を対象に徒歩による出社や帰宅の演習を実施する予定です。

また、資金計画を含めた支払体制の点検については、すでに平成14年度に東京都の「区部直下型地震」の被害想定をもとにシミュレーション済みでしたが、平成17年度に外部研究機関が当社と業界の協力の下、首都直下地震の被害想定に関する調査報告書を取りまとめましたので、この内容を参考に支払体制を再整備する予定です。

換金性の高い資産による運用

当社は、首都直下地震が発生した際などには巨額の再保険金を短期間に支払う必要に迫られます。このため、常に流動性の高い、高格付けの債券を中心に運用し、基本的には4日以内にほぼ全資産を換金できるように準備しています。また、換金時の価格リスクを軽減するため、債券は中期債による運用を基本としております。

会社の現況

中期経営計画

当社は、平成18年6月1日に創立40周年を迎え、これを機に「信頼と飛躍」をキーワードとして中期経営計画を策定し、新たなスタートを切ることと致しました。

10年を展望した当社を目指すべき将来像として

1. 地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を發揮
2. 地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社へ

を掲げ、その具体化に向けた3カ年計画を15項目にまとめ、更に当年度計画を策定して、達成に向けて邁進してまいります。

3年計画

当社が変革を迫られる事態の想定とその対応策の研究

A特約にもとづく出再保険契約の検証体制強化
債権・債務の管理の自動化に向けたプランの作成
現行の経理・業務システムの刷新
四半期決算の実施

一元的なリスク管理システムの構築
効率的な為替ヘッジ方法の確立と実行

社員全員の業務知識のレベルアップと専門家の育成
社員の人生プランを制度面で支援
人事制度、職場環境改善の推進

地震保険制度の改善に向けた取組みの実施
損害査定費の危険準備金からの取崩しの実現

地震保険加入促進への積極的な取り組み
商品内容のPRと大地震発生時の対応強化

コーポレートガバナンスの強化

主な初年度計画

- ・地震再保険特別会計見直し対応の研究
- ・海外再保険制度の調査
- ・共済等の研究

- ・元受社の閲覧調査の実施

- ・実施に向けた損害保険料率算出機構との交渉の進行

- ・新システム構築に向けた全社計画の策定

- ・四半期毎に元受社へ受託金運用状況の報告
- ・四半期ベースの収益把握と収益予想の確立

- ・リスク管理手法の習得
- ・システム化計画の策定

- ・効率的な運用方法の確立
- ・投信等の有効活用

- ・社内のプログラムの策定、実施
- ・社内外の研修への参加促進

- ・有給休暇の取得率向上
- ・新しい年金制度への移行に向けた検討

- ・人事考課制度の改定
- ・ISO 14001の認証を取得

- ・民間負担分の資金調達方法の具体化

- ・地震保険法施行規則改正に向けた要望活動

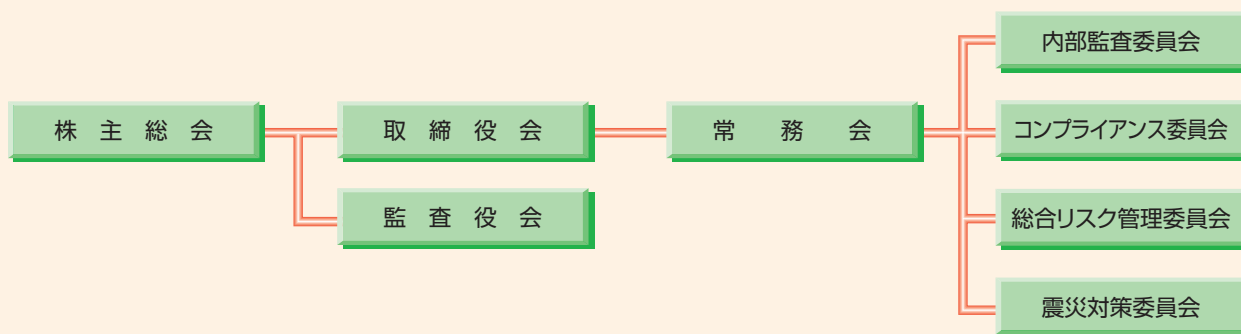
- ・業界広報計画への積極的な提言

- ・商品内容の改善に向けた業界への働きかけ

- ・コンプライアンス行動宣言の見直し
- ・オペレーショナルリスクの洗い出しと体制の整備
- ・情報発信の拡充

運営体制

内部統制(ガバナンス体制)



委員会制度による運営

当社のガバナンスの運営は、常務会の下部機関としての委員会制度によって行っており、内部監査委員会、コンプライアンス委員会、総合リスク管理委員会の三つの委員会を設置し、監査、法令遵守、リスク管理の体制を構築して、健全な事業運営を目指しています。また大規模地震の発生に備え、保険金の支払体制や支払資金計画等を整備する震災対策委員会を設けて、大震災への即応体制をとっております。

各委員会の毎年の運営方針や運営状況は定期的に常務会、取締役会に付議または報告されます。

コンプライアンス


当社は法令等の遵守を経営の最重要課題のひとつと位置付け、保険会社として求められる健全な企業風土の醸成に努めております。コンプライアンス推進体制を確立するため社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会がコンプライアンスを一元的に管理・推進していく体制としています。

本年度のコンプライアンス・プログラムは、行動規範の見直し、リーガルチェック体制の確立、人権研修、コンプライアンスに関するヒヤリングおよび全社勉強会を実施することとしています。また、法令遵守の促進と違法行為の防止発見のために社内相談窓口と共に社外に「コンプラホットライン」を設置しています。

情報保護について

当社は情報資産の保護を経営の最重要課題のひとつと位置付け、その安全対策の基本方針である「セキュリティ・ポリシー」を掲げ、具体的な実施要領としての「安全対策基準」を定め、会社が取扱う情報資産の適切な保護に努めています。

特に、個人情報保護については「プライバシー・ポリシー」、「個人情報保護規程」、「個人データ安全管理基準」において、個人情報の適切な取得、利用、保管方法等について定め、適正な取り扱いを行っています。

 震災対策委員会についてはP4の「大震災への対応」をご覧ください。

リスク管理の体制

金融の自由化の進展、金融技術の高度化など、会社を取り巻く複雑化・多様化する様々なリスクを的確に把握・管理することがますます重要になっています。

こうしたことから、当社ではリスク管理体制の整備・充実に努めています。具体的な取り組みとしては、リスクの状況を正確に把握し、適切に管理するため、リスク管理を統括する「総合リスク管理委員会」を設置し、リスクの統合管理機能の強化を図るとともに、その状況を取締役会、常務会に報告しています。

①資産運用リスクへの対応について

運用資産は8,267億円となっています。これらの資産については、大震災時の再保険金支払いを迅速かつ確実に行うことを第一義として、公共債を中心に運用しています。資産運用のリスク管理は毎年のリスク管理方針に従い行っていますが、主なものは以下のとおりです。

市場リスク

金利、為替に対する感応度やバリュー・アット・リスク（VaR）の計測、金利、為替の大幅な変動時の損失額の算出を行い、これらにもとづいてリスク量を限定しています。

信用リスク

購入債券は格付け機関の格付けを参考に、信用力の高い発行体に限定するとともに、保有債券の信用力も常にチェックしています。また、特定企業グループや特定業種などへの集中を回避するため個別的な管理も行っています。

流動性リスク

個別債券毎の換金性を事前点検するとともに、全資産の換金性についても点検しています。

②事務リスクへの対応について

権限や事務手続き等の規程や事務処理マニュアルを常時見直し、正確で迅速な事務処理を徹底しています。また、内部監査において、規程等が網羅的かつ法令等に則っているかどうかを定期的にチェックしています。

③システムリスクへの対応について

災害時におけるシステムのセキュリティ確保に重点を置いて危機管理計画を常時見直し、管理体制の充実に努めています。

監査体制・社外社内の検査

社外の監査および検査

当社は、経営および業務運営全般に関して保険業法第129条および第313条に基づく金融庁の検査および地震保険に関する法律第9条に基づく財務省の検査の対象となっています。

またこの他に、商法特例法に基づき、監査法人による会計監査を受けております。

社内の監査

監査役が行う商法上の監査の他に、当社では社内の組織として「内部監査委員会」を設置しています。内部監査では、会社の健全な発展と社会的な信用の向上に資するため、コンプライアンス体制、リスク管理体制および各部門の重要課題の取り組み状況に重点を置いた監査を行っております。

本年度は特に事務を含めた内部統制状況の検証に重点を置き、再保険事務、財務運用、資金の管理体制を監査いたします。

またあわせて、個人情報の管理状況、システムのセキュリティ状況、コンプライアンス進捗状況も監査いたします。

内部統制システム構築の基本方針

当社は、平成18年5月1日の会社法施行に伴い、内部統制システム構築の基本方針を平成18年5月31日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法362条4項6号、会社法施行規則100条1項4号)
 - (1) コンプライアンス体制に係る規程ならびに役員および社員が法令等を遵守した行動をとるためのコンプライアンス行動宣言を定めるとともに、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、役員および社員の教育等を行う。
 - (2) 内部監査委員会を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性および妥当性を確保する。
 - (3) 上記の各委員会の活動は定期的にと取締役会および常務会に報告するとともに、必要に応じ都度電磁的方法等によりステークホルダーに開示する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則100条1項1号)
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項は、取締役会規程その他別途定める社内規程に従って管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則100条1項2号)
 - (1) リスク管理の統括的な方針であるリスク管理方針を策定するとともに、全社的リスク管理体制を規定する総合リスク管理規程を定める。
 - (2) 全社的リスク管理を統括する総合リスク管理委員会を設置し、リスク管理状況を把握、適切に管理するとともにリスク管理体制の整備を行う。
 - (3) リスク管理部門として、管理部IT・リスク管理グループを設置し、リスク管理方針、規程に基づいてリスク管理を行い、その状況を定期的にと取締役会、常務会および総合リスク管理委員会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則100条1項3号)
 - (1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
 - (2) 取締役会長、取締役社長、専務取締役、常務取締役および常勤監査役による常務会を設置し、経営課題に関する協議および経営報告を行う。常務会は原則として毎月1回以上開催する。
5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (会社法施行規則100条1項5号)
親会社や子会社が生じた場合には、企業集団における業務の適正を確保するための措置を講ずることとする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 (会社法施行規則100条3項1号)
監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査役の補助者に任命する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 (会社法施行規則100条3項2号)
 - (1) 監査役は、前号の使用人を補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
 - (2) 上記の補助者の人事異動、人事評価または懲戒処分には、常勤監査役の同意を得るものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 (会社法施行規則100条3項3号)
 - (1) 監査役は、取締役会に出席するとともに常務会および各種委員会等社内重要会議に出席することができる。
 - (2) 取締役(非常勤取締役を除く。)は、取締役会、常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
 - (3) 取締役(非常勤取締役を除く。)および使用人は、以下の事項を発見した場合には、社内規程にもとづき監査役に報告する。
 - イ. 会社に著しい損害を与えるおそれのある事実
 - ロ. 重大なコンプライアンス違反
 - ハ. 就業規則に定める懲戒事由に該当する事項
 - ニ. その他上記に準ずる事項
9. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則100条3項4号)
 - (1) 監査役の過半数は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
 - (2) 監査役は、監査役会が承認した監査役会規程および監査役監査規程にもとづき監査を実施する。監査の実施にあたっては、公認会計士その他必要と認める者を活用する。

以上

社会貢献活動

救命技能認定証の取得

大地震をはじめとする各種災害発生時における負傷者の救護に役立てるため、全ての役員および社員は東京消防庁による上級救命講習を受講し、「上級救命技能認定証」を取得しております。またそのうち東京消防庁による3日間の応急手当普及員講習を受講し、応急手当を指導できる資格を取得している社員もいます。

地球環境問題

当社では従来から、社内における紙・事務機器・文具等について、環境に配慮した製品の購入や分別回収ボックスによるリサイクルを行うとともに、夏季はノージャケット、ノーネクタイのクールビズを推奨して事務所の冷暖房の温度設定を制限する省エネルギーを推進しておりましたが、平成18年度は、これを一歩進めて環境マネジメントシステムを全社に導入し、環境認証であるISO14001の認証取得を行ってまいります。

ボランティア

毎年、読み終わった図書や不要品を持ち寄って社内でチャリティーを行い、その収益金と同額の会社協力を「日本経団連自然保護基金」へ寄付するとともに、使用済み切手やプリペイドカード等を集め中央区ボランティアセンターへ寄付しています。

また、中央区の「クリーンデー（地域美化運動）」へ参加し、日本橋地区の清掃活動を行っているほか、中央区の「花咲く街角（草花の植付け）」にも参加し、花壇に草花の植付けやその管理をする地域活動を行っています。

さらに平成17年度からは、1ヶ月間のボランティア休暇制度を設け社員のボランティア活動を支援するとともに、（財）さわやか福祉財団の法人会員となり同財団を支援しています。



トピックス

創 立40周年

当社は、平成18年6月をもちまして創立40周年の節目を迎えることになりました。

そこで40周年を記念して、下に掲載のシンボルマークの制定およびISO14001認証の取得を記念事業として実施することといたしました。



シンボルマークの制定にあたっては、若手社員による選定委員会で候補作品を絞り、最終的には全役員・社員の投票によって、岩手県出身でイラストを中心に多分野で活躍中の「なかだえり」さんの作品を採用いたしました。シンボルマークは、地震発生メカニズムといわれているプレートをイメージし、陸地の緑と海の青の2色で安心な地球上の生活を表現しています。

地 震保険料所得控除制度の創設

平成18年度税制改正において、損害保険料控除を改組し地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料等の全額を所得控除する地震保険料控除の創設が以下のとおり決まりました。

所得税（平成19年分以後の所得税について適用）

- 1 居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料等の全額をその年分の総所得金額等から控除する（最高5万円）。
- 2 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（上記1の適用を受ける保険料等に係るものを除く。）に係る保険料等については、従前の損害保険料控除を適用する（最高1万5千円）。
- 3 上記1と2を適用する場合には合わせて最高5万円とする。

個人住民税（平成20年度分以後の個人住民税について適用）

- 1 居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料等の金額の2分の1に相当する金額を総所得金額等から控除する（最高2万5千円）。
- 2 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（上記1の適用を受ける保険料等に係るものを除く。）に係る保険料等については従前の損害保険料控除を適用する（最高1万円）。
- 3 上記1と2を適用する場合には合わせて最高2万5千円とする。

地 震に関する話題

1.地震調査研究推進本部による地震動予測地図の公表

平成17年3月に文部科学省の地震調査研究推進本部から「全国を概観した地震動予測地図」が公表されました。「全国を概観した地震動予測地図」は、「確率論的地震動予測地図」と「震源断層を特定した地震動予測地図」という2種類の地図で構成されています。

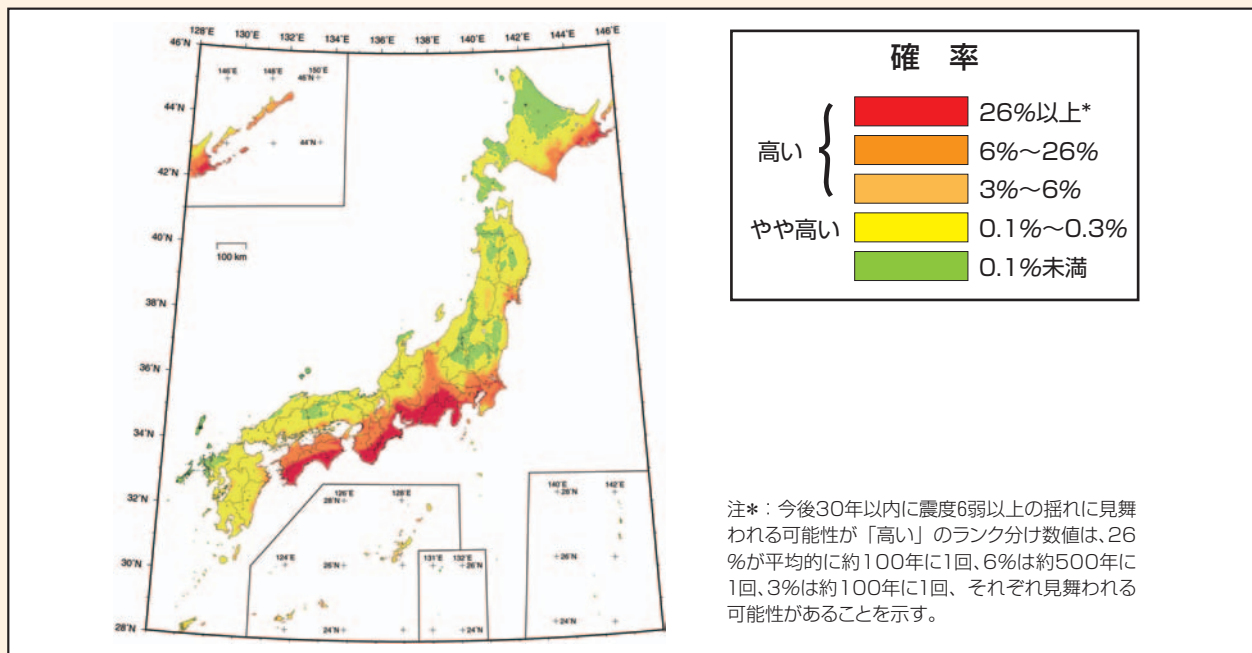
「確率論的地震動予測地図」は、全国で発生する様々な地震について、長期的な地震発生の可能性を考慮

し、将来見舞われる恐れのある強い揺れの可能性を地域毎に評価した結果を地図上に示したものです。例えば、今後の一定期間内に震度6弱以上といった強い揺れに見舞われる可能性がどれくらいあるのかを知ることができます。地震工学・地震学分野では「確率論的地震ハザードマップ」とも呼ばれています。

一方、「震源断層を特定した地震動予測地図」は、特定の一つの地震に対して、震源断層のずれ動き方などのシナリオを想定し、その地震が発生したときに評価対象地域がどのような強い揺れに見舞われるかを示したものです。

ここでは確率論的地震動予測地図での今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の地図をご参考までに掲載します。

今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図



(出所：地震調査研究推進本部「全国を概観した地震動予測地図」報告書より)

2. 中央防災会議が地震被害想定結果を公表

国の中央防災会議では、将来発生が懸念される東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定結果を公表し、減災目標を示した防災戦略、防災対策を検討しています。

	東海地震	東南海・南海地震	首都直下地震	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
建物被害	約46万棟	約63万棟	約85万棟	約2.1万棟
死者	約5,900人	約12,500人	約11,000人	約290人
経済被害	約37兆円	約57兆円	約112兆円	約1.3兆円
直接被害	約26兆円	約43兆円	約67兆円	約1兆円
間接被害	約11兆円	約14兆円	約45兆円	約0.3兆円

(注) 1.各地震ともに最悪のケースである18時、風速15メートルのケース 2.東南海・南海地震は同時発生の場合

3.首都直下地震は想定される東京湾北部地震のケース 4.日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は想定6地震のうち最大被害となる宮城県沖の地震のケース

(出所：内閣府公表資料を参考に作成)

地震保険と再保険のしくみ

地震保険は、居住の用に供する建物およびそれに収容される家財（生活用動産）を対象とする火災保険（注）に、セットして契約することになっており、地震保険のみを単独で契約することはできません。火災保険を契約する際、地震保険を希望しない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に押印が必要です。

また、現在ご契約の火災保険の契約時に地震保険を契約しなかった場合でも、保険期間の途中から地震保険を契約することもできます。なお、警戒宣言(※)が発せられた場合、契約できなくなる地域があります。

※詳しくは用語解説(P40)をご覧ください。

補償される損害

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害。

- ・火災保険では、①地震等による火災（およびその延焼、拡大損害）によって生じた損害②火災が地震等によって延焼、拡大したことにより生じた損害はいずれも補償の対象とはなりません。これらの損害を補償するためには地震保険が必要です。



保険の対象

居住の用に供する建物および家財（生活用動産）。

以下のものは対象外となります。

工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・骨とう、通貨、有価証券（小切手、株券、商品券等）、預貯金証書、印紙、切手、自動車等。



保険期間

短期、1年および長期(2~5年)

保険金額

火災保険の保険金額の30%~50%の範囲内で地震保険の保険金額を契約者に設定していただきます。ただし、建物は5,000万円（注）、家財は1,000万円が限度です。

(注)火災保険

普通火災保険、長期総合保険、積立生活総合保険、住宅火災保険、住宅総合保険、店舗総合保険等

(注)マンション等の区分所有建物の保険金額は、各区分所有者ごとに専有部分と共有持分を合わせて、5,000万円が限度となります。

保険金の支払

地震保険では、保険の対象である建物または家財が全損、半損、または一部損となったときに保険金が支払われます。

保険の対象	損害の程度	保険金支払額
建物・家財	全 損	保険金額の100%〔時価(※)が限度〕
	半 損	保険金額の 50%〔時価の50%が限度〕
	一 部 損	保険金額の 5%〔時価の5%が限度〕



損害の認定基準

「全損」「半損」「一部損」とは、次の場合をいいます。

損害の程度	建 物		家 財
	主要構造部の損害額	焼失、流失した床面積 (一部損は床上浸水等)	家財の損害額
全 損	建物の時価の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	家財の時価の 80%以上
半 損	建物の時価の 20%以上50%未満	建物の延床面積の 20%以上70%未満	家財の時価の 30%以上80%未満
一 部 損	建物の時価の 3%以上20%未満	建物が床上浸水または地盤面 から45cmを超える浸水を受 け損害が生じた場合で、全損 ・半損に至らない場合	家財の時価の 10%以上30%未満

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 地震の発生日から10日以上経過後に生じた損害
- 戦争、内乱などによる損害
- 地震等の際の紛失・盗難の場合

保険金総支払限度額

1回の地震等につき支払われる保険金の総支払限度額(※)は、平成17年4月に改定され、5兆円となっています。支払うべき保険金の総額が総支払限度額を超過する場合、法律によって各契約ごとの保険金を削減することができます。

※時価

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

※総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等により政府および民間保険会社が支払う保険金の総支払限度額が定められています。詳しくは当社、損害保険会社および政府の保険責任(P18)、用語の解説(P41)をごらんください。

保険料率

地震保険料率は「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき、損害保険料率算出機構（※）が算出します。

地震保険料率 = 純保険料率 + 付加保険料率

基本料率の構成は、将来の保険金の支払いに充てられる部分である「純保険料率」と保険会社の経費および代理店手数料等に充てられる部分である「付加保険料率」からなっています。

「純保険料率」は、具体的には、国立天文台編の「理科年表」（※）に掲載されている過去約500年間に発生し被害をもたらした375の地震データを使って算出しています。

基本料率(建物、家財とも)

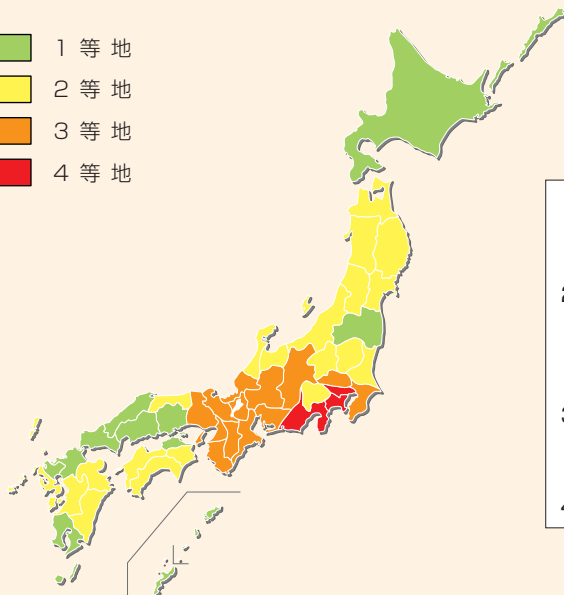
基本料率は保険の対象である**建物**および**家財を収容する建物の構造**、**所在地**により決定します。

保険金額1,000円あたり保険期間1年につき

(単位：円)

等地別	構造	非木造	木造
1等地		0.50	1.20
2等地		0.70	1.65
3等地		1.35	2.35
4等地		1.75	3.55

- 1等地
- 2等地
- 3等地
- 4等地



- 1等地** 北海道、福島県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県
- 2等地** 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
- 3等地** 埼玉県、千葉県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 4等地** 東京都、神奈川県、静岡県

※損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された、損害保険における公正な保険料率の算出の基礎とし得る料率を算出する団体です。

※理科年表

文部科学省国立天文台編。天文、気象、地学等自然科学に関する広範囲なデータを取りまとめ、最新の研究、観測等により毎年改定される資料本です。この中の「日本付近のおもな被害地震年代表」が純保険料率算出に使用されています。

割引率

以下の(イ)・(ロ)の場合に、前頁の**基本料率が割引かれます**。ただし、(イ)と(ロ)の重複適用はできません。

(イ) 建築年割引率

建物が**昭和56年6月以降に新築**された建物およびその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

(ロ) 耐震等級割引率

法律にもとづき定められた**耐震等級(※)**に該当する建物およびその建物に収容された家財である場合

耐震等級	1	2	3
割引率	10%	20%	30%

長期契約の料率

長期契約(2~5年、長期保険保険料払込特約条項を付した契約)の保険料率は、基本料率と割引率から算出された料率に以下の長期係数を乗じたものとなります。

期間	2年	3年	4年	5年
係数	1.90	2.75	3.60	4.45

保険料計算例

所在地：兵庫県、建物構造：木造、建築年月：平成12年1月の建物の場合
主契約となる火災保険の保険金額：建物2,000万円、家財600万円

- 地震保険の保険金額を決定：ここでは、付保割合(※)を50%とします。
建物：2,000万円×50%=1,000万円
家財：600万円×50%=300万円
- 保険料率を確認：兵庫県(3等地)、木造→2.35
- 割引率の確認：昭和56年6月以降新築→10%

建物

$$\text{地震保険料} = \text{地震保険金額} \times \text{地震保険料率} \times \text{割引率} = 10,000 \text{千円} \times 2.35 \times (100\% - 10\%) = 21,200 \text{円}$$

家財

$$\text{地震保険料} = \text{地震保険金額} \times \text{地震保険料率} \times \text{割引率} = 3,000 \text{千円} \times 2.35 \times (100\% - 10\%) = 6,360 \text{円}$$

※耐震等級

住宅の耐震等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項の一つである耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」において住宅の耐震性能を評価した指標のことをいい、次のとおり定められています。

耐震等級3	極めて稀に(数百回に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級2	極めて稀に発生する地震による力の1.25倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級1	極めて稀に発生する地震による力に対して倒壊・崩壊しない程度

※付保割合

火災保険金額に対する地震保険金額の割合を指します。地震保険では30~50%の範囲内で設定することとなっています。

再保険のしくみ

巨大地震等が発生した場合、多額の保険金の支払いが予想されますが、損害保険会社の支払能力には限度がありますので、**再保険によって政府が保険責任を分担するという官民一体の制度**となっています。

当社は、損害保険会社が引き受けた地震保険契約の全責任を再保険により引き受け、その責任を均質化して損害保険会社および政府に対しそれぞれの限度額に応じて再々保険し、その残余の責任額を負担しています。

損害保険会社から当社への再保険〔地震保険再保険特約(A)〕…A特約

日本国内で営業している損害保険各社と当社との間で再保険特約を締結しており、この再保険特約によって損害保険会社は「地震保険に関する法律」にもとづいて引き受けた地震保険契約の保険責任の全額をもち、当社に再保険し、当社は拒否することなくこれを引き受けることが定められています。

当社から損害保険会社への再々保険〔地震保険再保険特約(B)〕…B特約

当社は、損害保険会社と個別に再保険特約を締結して、A特約によって引き受けた保険責任のうちの一部を損害保険会社に再々保険しています。損害保険各社の引き受け割合は、地震保険の危険準備金残高などに応じて決められています。

当社から政府への再々保険〔地震保険超過損害額再保険契約〕…C契約

当社は、政府と地震保険超過損害額再保険契約を締結して、A特約によって引き受けた保険責任のうち国会で承認された責任限度額を政府に再々保険しています。

保険金支払いのしくみ

地震等によって損害が生じたときは、契約者が損害保険会社へ保険金の請求をした後、損害保険会社は契約者へ保険金を支払います。

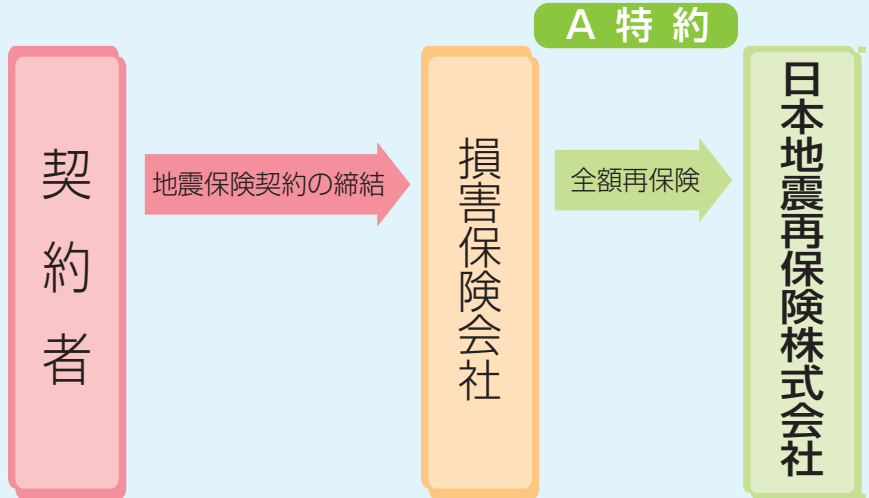
契約者へ保険金を支払った損害保険会社は、その支払った保険金の全額を再保険金として当社へ請求し、当社は損害保険会社へ再保険金を全額支払います。

従って、当社の再保険金の支払額は、損害保険会社より契約者に支払った保険金と同額となります。

 地震保険制度発足以来の再保険金支払額についてはP20をご覧ください。

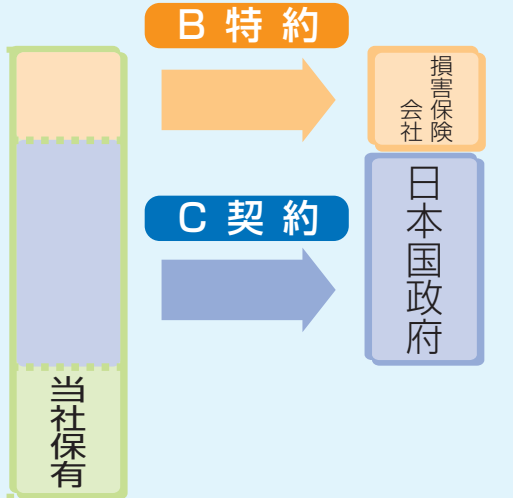
地震保険再保険の流れ

再保険の流れ



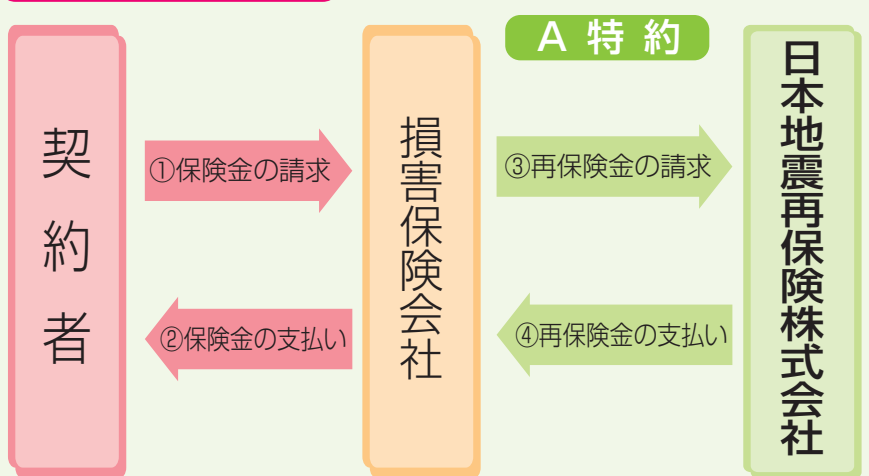
・地震保険に加入したい場合
既に火災保険や住宅総合保険に加入されている場合は、その損害保険会社へ、火災保険や住宅総合保険に加入されていない場合は、日本損害保険協会のホームページ等をご参照のうえ、ご希望の損害保険会社またはお近くの損害保険代理店に直接ご相談ください。

再々保険の流れ



A特約にもとづき当社が引き受けた保険責任は、損害保険会社および日本国政府に再々保険し、その残余を当社が保有することにより、それぞれが保険責任を分担するしくみとなっています。

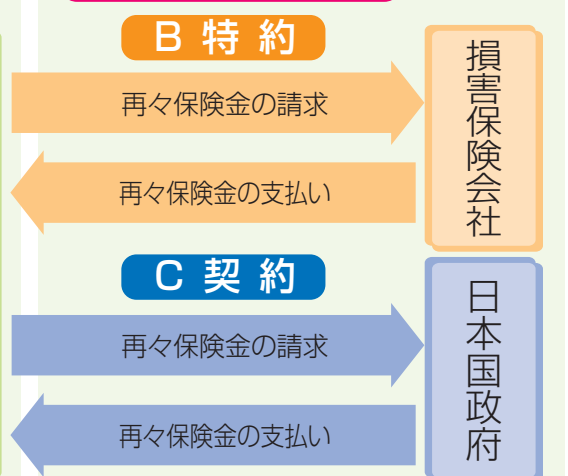
再保険金支払いの流れ



・地震被害にあわれた場合
地震保険にご加入の方はご契約の損害保険会社または損害保険代理店にご連絡ください。

・損害保険会社が経営破綻した場合
地震保険については保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合である場合、損害保険契約者保護機構が破綻会社にかわって補償割合100%で保険金を支払います。

再々保険金支払いの流れ

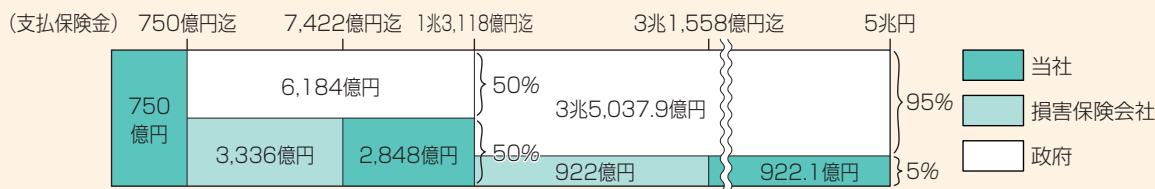


当社、損害保険会社および政府の保険責任

当社、損害保険会社および政府それぞれの責任限度額(※)や責任負担の方法を簡単に図示したものが以下の再保険スキームです。

平成17年4月1日より、1回の地震等に支払われる保険金の総支払限度額(※)が5兆円となり、その結果再保険スキームと責任限度額は以下のとおりになっています。

負担方法(再保険スキーム)



※総支払限度額および責任限度額についてはp 40.41の「用語の解説」をご覧ください。

責任限度額

当 社	4,520.1億円
損害保険会社	4,258.0億円
政 府	4兆1,221.9億円
合計(保険金総支払限度額)	5兆円

平成17年度末での当社、損害保険会社の危険準備金および政府責任準備金の残高

ご契約者が支払った保険料のうち純保険料部分を将来発生する地震の保険金支払いに備えて、当社、損害保険会社では地震保険危険準備金として積み立て、政府は地震保険特別会計における政府責任準備金として積み立てることが、法令で義務付けられています。

地震が発生し損害が生じれば、再保険スキームに定めた責任負担に応じてそれぞれ積み立てた中から取り崩して保険金をお支払いします。

当 社	3,787億円
損害保険会社	4,274億円
政 府	10,123億円
合 計	1兆8,185億円

- (注) 1. 損害保険会社の危険準備金には、税効果会計による繰延税金資産相当額が含まれています。
 2. 政府責任準備金については、平成17年度決算が国会で承認された時点で確定値となります。

当社、損害保険会社および政府の負担額の具体例

例えば、1回の地震等により2兆円の保険金が支払われた場合、当社、損害保険会社および政府それぞれの負担額は以下のとおりとなります。

(単位：億円)

負担者	支払保険金			負担額合計
	750億円までの部分	750億円を超え 13,118億円までの部分	13,118億円を超え 2兆円までの部分	
当 社	750	2,848	—	3,598.0
損害保険会社	—	3,336	344.1	3,680.1
政 府	—	6,184	6,537.9	12,721.9
合 計	750	12,368	6,882.0	20,000.0

地震保険契約都道府県別世帯加入率

(平成18年3月31日現在)

都道府県	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A)(%)	都道府県	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A)(%)
北海道	2,545	465	3,232,501	18.27	滋賀	468	61	514,791	13.12
青森	554	68	467,249	12.41	京都	1,059	160	1,281,946	15.10
岩手	490	47	352,595	9.67	大阪	3,691	774	5,917,450	20.97
宮城	864	226	1,848,025	26.21	兵庫	2,210	341	2,701,058	15.43
秋田	412	38	282,537	9.41	奈良	529	90	773,601	17.10
山形	389	34	268,605	8.79	和歌山	413	72	588,196	17.51
福島	722	88	688,631	12.26	鳥取	218	31	260,238	14.33
茨城	1,051	181	1,402,258	17.27	島根	268	25	218,275	9.52
栃木	711	104	831,282	14.75	岡山	738	102	791,341	13.90
群馬	726	73	584,361	10.17	広島	1,171	257	2,005,785	21.94
埼玉	2,695	577	4,263,718	21.42	山口	624	86	724,398	13.91
千葉	2,378	604	4,703,784	25.42	徳島	307	54	496,522	17.74
東京	5,861	1,662	13,163,975	28.36	香川	393	77	674,222	19.61
神奈川	3,653	987	7,567,115	27.03	愛媛	607	97	802,907	16.09
新潟	815	108	850,313	13.32	高知	343	66	510,846	19.51
富山	371	34	323,156	9.28	福岡	2,044	425	3,442,880	20.78
石川	420	53	458,606	12.68	佐賀	296	27	229,877	9.33
福井	262	32	303,305	12.42	長崎	594	43	345,261	7.29
山梨	321	68	648,918	21.14	熊本	696	135	1,093,274	19.39
長野	782	70	681,971	9.04	大分	484	66	575,425	13.72
岐阜	709	148	1,165,605	20.97	宮崎	479	81	608,691	17.03
静岡	1,362	342	2,608,378	25.14	鹿児島	764	134	955,909	17.59
愛知	2,677	831	6,560,243	31.05	沖縄	511	40	333,327	7.84
三重	680	140	1,110,030	20.64	全国計	50,382	10,246	80,213,404	20.34

注) 1. 世帯数は、平成18年3月末現在の数字が未確定のため、平成17年3月末現在の数字となります。

2. 地震保険件数・保険金額は、損害保険料率算出機構統計による。

大きな地震災害が想定される地域の世帯加入率

(平成18年3月31日現在)

地震名	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A)(%)
関東大地震	22,223	5,505	43,016,007	24.77
首都圏直下地震	15,640	4,013	31,100,851	25.66
東海地震	21,124	5,434	42,473,741	25.73
東南海地震	20,143	4,610	35,988,724	22.89
南海地震	27,583	5,956	46,712,285	21.59

関東大地震(1都10県) : 東京、埼玉、千葉、神奈川、山梨、静岡、茨城、栃木、群馬、長野、愛知

首都圏直下地震(1都4県) : 東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城

東海地震(1都9県) : 東京、神奈川、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、埼玉、千葉、長野

東南海地震(2府11県) : 静岡、愛知、三重、大阪、奈良、和歌山、岐阜、滋賀、京都、兵庫、千葉、神奈川、徳島

南海地震(2府21県) : 三重、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、京都、広島、山口、大分、宮崎、千葉、神奈川、静岡、愛知、島根、福岡、熊本、鹿児島

注) 損害保険料率算出機構の直近被害想定にもとづく、主な被災都府県を対象として当社で作成

平成17年度 再保険金の支払状況

平成17年度の再保険金支払額は、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖を震源とする地震の再保険金を中心に34,188件（保険証券の件数ベース）、再保険金24,662百万円となりました。主な地震の支払状況は以下の表のとおりです。

地震名等	発生日	マグニチュード	支払契約件数 (件数)	支払再保険金 (百万円)
1 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 3月20日	7.0	21,081	16,286
2 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 4月20日	5.8	8,350	5,214
3 宮城県沖を震源とする地震	平成17年 8月16日	7.2	2,549	1,387
その他の地震	—	—	2,208	1,775
平成17年度支払再保険金合計	—	—	34,188	24,662

再保険金支払額上位10地震等

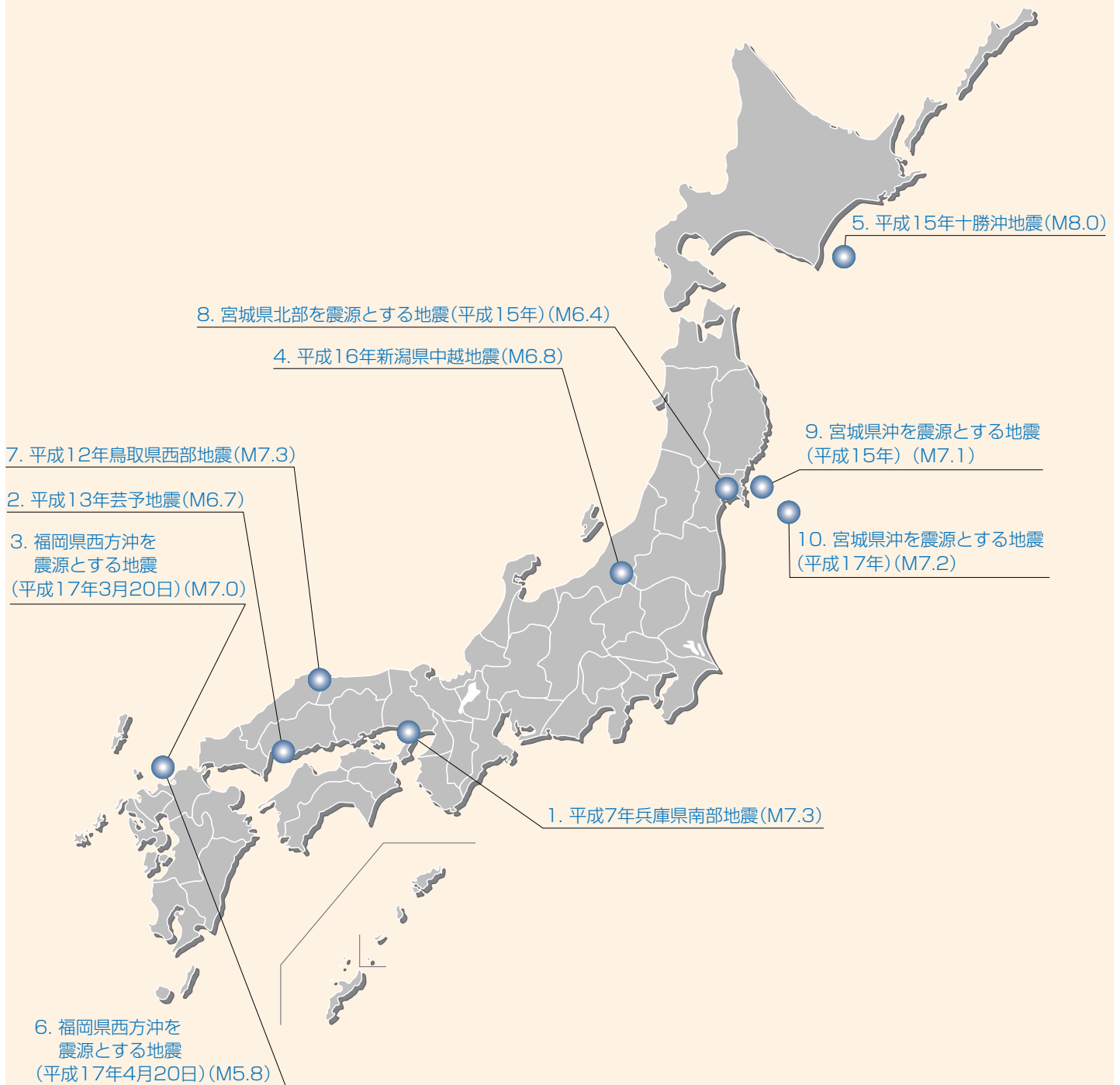
地震保険制度発足以来、再保険金支払額が多かった上位10地震等については以下の表のとおりです。

(平成18年3月31日現在)

地震名等	発生日	マグニチュード	支払契約件数 (件)	支払再保険金 (百万円)
1 平成7年兵庫県南部地震	平成 7年 1月17日	7.3	65,427	78,346
2 平成13年芸予地震	平成13年 3月24日	6.7	24,438	16,934
3 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 3月20日	7.0	21,081	16,286
4 平成16年新潟県中越地震	平成16年10月23日	6.8	12,472	14,618
5 平成15年十勝沖地震	平成15年 9月26日	8.0	10,516	5,954
6 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 4月20日	5.8	8,350	5,214
7 平成12年鳥取県西部地震	平成12年10月 6日	7.3	4,078	2,868
8 宮城県北部を震源とする地震	平成15年 7月26日	6.4	2,540	2,171
9 宮城県沖を震源とする地震	平成15年 5月26日	7.1	2,959	1,915
10 宮城県沖を震源とする地震	平成17年 8月16日	7.2	2,549	1,387

(注)「平成7年兵庫県南部地震」は、78,346百万円の支払となりましたが、当時の再保険スキームにより、その内政府は6,173百万円、当社は40,000百万円、損害保険会社は32,173百万円を負担しました。

当社で過去にお支払いした再保険金の上位10地震等の震源地およびマグニチュードは、下図のとおり分布となっております。地震名に記載の番号は、支払額の順位です。



資料編

会社の概要

- 1 会社の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 会社の組織・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 株主・株式の状況・・・・・・・・・・・・ 25
- 4 役員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 5 従業員の状況・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

事業の概況

- 1 直近の事業年度における事業の概況・・・・・・・・ 28
- 2 直近の5事業年度における主要な業務の
状況を示す指標・・・・・・・・・・・・ 28
- 3 業務の状況を示す指標・・・・・・・・・・・・ 29

経理の状況

- 1 直近の2事業年度における計算書類・・・・・・・・ 34
- 2 リスク管理債権・・・・・・・・・・・・ 38
- 3 債務者区分に基づいて区分された債権・・・・・・・・ 38
- 4 保険金等の支払能力の充実の状況・・・・・・・・ 38
(ソルベンシー・マージン比率)
- 5 時価情報等・・・・・・・・・・・・・・ 39
(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

用語の解説 ～地震保険を理解するために～・・・・ 40

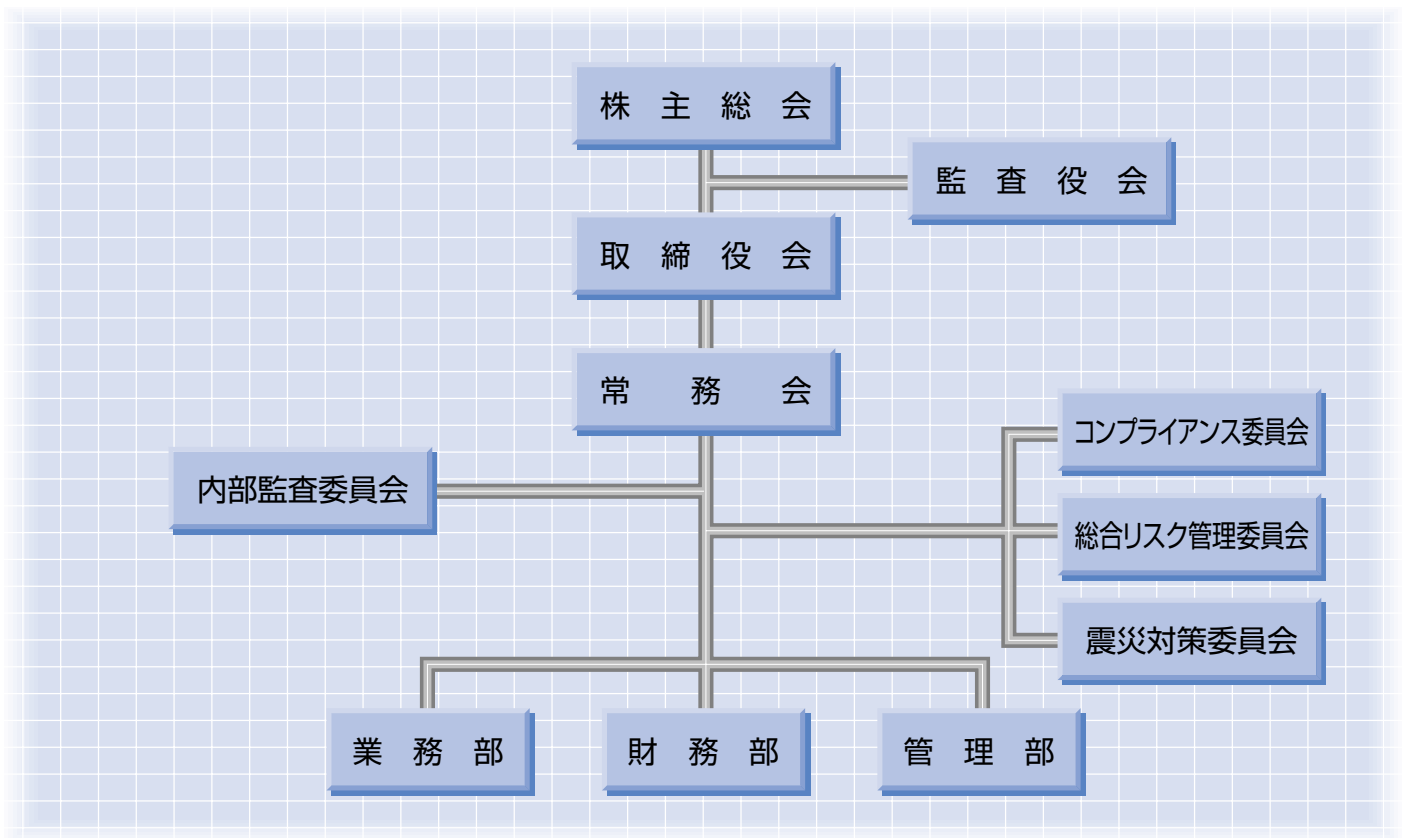
会社の概要

1 会社の沿革

昭和 41 年 5 月 30 日	国内損害保険会社20社の出資により資本金10億円で東京都千代田区に会社設立
昭和 41 年 6 月 1 日	地震保険事業免許を取得
昭和 41 年 6 月 1 日	営業開始
平成 8 年 7 月 1 日	所在地を東京都中央区に移転

2 会社の組織

(平成18年4月1日現在)



3 株主・株式の状況

(1) 基本事項

株主総会開催時期	定時株主総会は毎年4月1日から4ヶ月以内に開催 臨時総会の必要がある場合には随時招集し開催
決算期日	毎年3月31日
公告方法	当社のインターネットホームページ (http://www.nihonjishin.co.jp/) において提供しております。

(2) 株式状況

(平成18年3月31日現在)

発行する株式の総数	2,000千株
発行済み株式の総数	2,000千株
株主数	12名

(3) 大株主上位10位

(平成18年3月31日現在)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
東京海上日動火災保険株式会社	537	26.9
三井住友海上火災保険株式会社	338	16.9
株式会社損害保険ジャパン	321	16.1
日本興亜損害保険株式会社	208	10.4
あいおい損害保険株式会社	153	7.7
富士火災海上保険株式会社	123	6.2
ニッセイ同和損害保険株式会社	102	5.1
トーア再保険株式会社	93	4.7
日新火災海上保険株式会社	61	3.1
共栄火災海上保険株式会社	34	1.7

(4) 資本金の推移

(単位：億円)

年度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
資本金	10	10	10

4 株主総会議案（第40期定時株主総会）

第40期定時株主総会を、平成18年6月30日（金）に損保会館16階理事会室において開催しました。報告事項および決議事項は以下のとおりです。

報告事項

第40期「平成17年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）」営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告しました。

決議事項

第1号議案 第40期利益処分案承認の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。当期末処分利益は、全額次期に繰り越しました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第3号議案 取締役2名補充選任の件

本件は、取締役に江頭敏明氏および佐藤正敏氏の2名が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名補充選任の件

本件は、監査役に立山一郎氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し記念品贈呈の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

5 役員状況

(平成18年6月30日現在)

役名および職名	氏名・生年月日	職	歴
取締役会長 (代表取締役)	わか ばやし しょう ぞう 若林 勝三 昭和18年11月23日	昭和42年 4月 平成10年 6月 平成13年 7月 平成16年 6月	大蔵省入省(現 財務省) 沖縄開発庁 事務次官就任(現 内閣府) 日本証券業協会 専務理事就任 当社 取締役会長就任(現職)
取締役社長 (代表取締役)	もり あき ひこ 森 昭彦 昭和18年 8月 3日	昭和42年 4月 平成13年 6月 平成14年 4月 平成15年 6月 平成16年 6月	東京海上火災保険株式会社入社(現 東京海上日動火災保険株式会社) 同社 取締役副社長就任 株式会社ミレアホールディングス 取締役副社長就任 当社 常務取締役就任 当社 取締役社長就任(現職)
常務取締役 (代表取締役)	よし だ たつ ろう 吉田 達郎 昭和23年 4月30日	昭和47年 4月 平成14年 7月 平成16年 6月	安田火災海上保険株式会社入社(現 株式会社損害保険ジャパン) 株式会社損害保険ジャパン 常務執行役員就任 当社 常務取締役就任(現職)
常務取締役 (代表取締役)	すす き つよし 鈴木 剛 昭和19年 6月 3日	昭和43年 4月 平成13年10月 平成17年 6月	住友海上火災保険株式会社入社(現 三井住友海上火災保険株式会社) 三井住友海上きらめき生命保険株式会社 専務取締役就任 当社 常務取締役就任(現職)
取締役 (非常勤)	いし はら くに お 石原 邦夫 昭和18年10月17日	昭和41年 4月 平成13年 6月 平成16年10月	東京海上火災保険株式会社入社(現 東京海上日動火災保険株式会社) 当社 取締役就任(現職) 東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長就任(現職)
取締役 (非常勤)	え がしら とし あき 江頭 敏明 昭和23年11月30日	昭和47年 4月 平成18年 6月 平成18年 6月	大正海上火災保険株式会社入社(現 三井住友海上火災保険株式会社) 三井住友海上火災保険株式会社 取締役社長就任(現職) 当社 取締役就任(現職)
取締役 (非常勤)	さ とう まさ とし 佐藤 正敏 昭和24年 3月 2日	昭和47年 4月 平成18年 6月 平成18年 6月	安田火災海上保険株式会社入社(現 株式会社損害保険ジャパン) 株式会社損害保険ジャパン 取締役社長就任(現職) 当社 取締役就任(現職)
取締役 (非常勤)	まつ ざわ けん 松澤 建 昭和13年 3月30日	昭和35年 4月 平成13年 4月 平成13年 6月	日本火災海上保険株式会社入社(現 日本興亜損害保険株式会社) 日本興亜損害保険株式会社 取締役社長就任(現職) 当社 取締役就任(現職)
常勤監査役	たけ なか けん たろう 竹中 賢太郎 昭和14年 5月 5日	昭和38年 4月 平成12年 6月 平成16年 6月	社団法人日本損害保険協会入社 同協会 常務理事就任 当社 常勤監査役就任(現職)
監査役 (非常勤)	こ だま ただ し 児玉 正之 昭和22年11月11日	昭和45年 4月 平成16年 4月 平成16年 6月	大東京火災海上保険株式会社入社(現 あいおい損害保険株式会社) あいおい損害保険株式会社 取締役社長就任(現職) 当社 監査役就任(現職)

役名および職名	氏名・生年月日	職 歴
監査役 (非常勤)	たて やま いち ろう 立山 一郎 昭和18年6月8日	昭和42年4月 同和火災海上保険株式会社入社(現 ニッセイ同和損害保険株式会社) 平成18年4月 ニッセイ同和損害保険株式会社 取締役社長就任(現職) 平成18年6月 当社 監査役就任(現職)
監査役 (非常勤)	おお たに てる ひこ 大谷 光彦 昭和19年1月27日	昭和41年4月 東亜火災海上再保険株式会社入社(現 トーア再保険株式会社) 平成16年6月 トーア再保険株式会社 取締役社長就任(現職) 平成16年6月 当社 監査役就任(現職)

6 従業員の状況

(平成18年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
21名	41.2歳	11.8年	7,773,808円

- (注) 1. 従業員数は就業人員数です。
 2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。
 3. 従業員には、使用人兼取締役、退職者、派遣社員を含んでいません。

7 その他

役員報酬

平成17年度において、当社の役員に支払った報酬の金額は71百万円です。

監査法人に対する報酬

平成17年度において、当社が中央青山監査法人に支払った報酬の金額は7百万円です。

事業の概況

1 直近の事業年度における事業の概況

地震保険の契約件数と収入保険料は、福岡県西方沖を震源とする地震の発生等により地震に対する国民の関心の高まりを背景に今年度も継続して増加いたしました。また、地震の発生に伴い地震保険の支払件数と保険金も前年を上回りました。

一方、資産運用では、金利が変動する中で安全性と流動性を重視し、収益にも一定の配慮をしつつ再保険金の支払いに万全を期すように努めてまいりました。

(1) 地震保険成績の概要

イ. 収入保険料と支払保険金 3(1) ①③

地震に関するマスコミ報道や地震の発生により地震保険への関心が高まり、当年度の正味収入保険料は711億円となりました。

一方、福岡県西方沖を震源とする地震等にかかる保険金は246億円となりました。

ロ. 責任準備金 3(5)

この結果、正味収入保険料から受再保険手数料等を控除した正味保有保険料279億円と運用益30億円の合計310億円を危険準備金に積み増しました。

また、前記の保険金、前年度計上の支払備金の戻入および広告宣伝費用を加えた過年度危険準備金取崩額が80億円となったことにより、当期末危険準備金は3,787億円となりました。

この危険準備金に未経過保険料積立金と払戻積立金を加えた結果、当期末責任準備金は4,508億円となりました。

ハ. 受託金

受託金として表示している元受保険会社等からの地震保険勘定の預り金につきましては、正味保険料および運用益の合計234億円を積み増し、広告宣伝費用5億円を取り崩した結果、当期末受託金は3,773億円となりました。

(2) 資産運用の概要 3(6)

年度前半は国内景気の調整局面が続き日銀の量的緩和も長期化するとの思惑から10年国債金利は年度始めの1.3%台から6月には1.1%台まで低下しましたが、8月の政府・日銀による踊り場脱却宣言から国内景気に楽観論が拡がり中短期金利を中心に上昇傾向が続く中、3月の量的緩和解除を契機に年度末の金利は1.7%台へ急上昇しました。また、為替相場は、我が国と米・欧との金利差の拡大が一つの要因となり、前年度末との比較では、ドルは10円程、ユーロは4円程円安となりました。このような環境下において、資産運用にあたっては安全性と流動性を第一義として、それに収益性を加味して進めた結果、税引前運用益は業務・受託金勘定とも各々30億円となりました。

(3) 当期損益

当年度の損益につきましては、利息及び配当金収入にその他の項目を加減し、法人税等を加減算した当期純利益は36百万円となりました。これを前期繰越利益5.2億円に加え、当期末処分利益は5.5億円となりました。

なお、元受保険会社から再保険の計上漏れの報告があり、当年度に過年度分を含めて、計上処理を行いました（正味収入保険料203百万円）。

2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)		50,859 (△3.4%)	47,566 (△6.5%)	50,896 (7.0%)	58,198 (14.3%)	71,132 (22.2%)
経常収益 (対前期増減(△)率)		73,430 (7.5%)	58,460 (△20.4%)	66,352 (13.5%)	71,856 (8.3%)	107,868 (50.1%)
経常費用 (対前期増減(△)率)		72,722 (7.3%)	58,156 (△20.0%)	66,167 (13.8%)	71,758 (8.4%)	107,845 (50.3%)
経常利益 (対前期増減(△)率)		707 (32.5%)	303 (△57.1%)	184 (△39.3%)	98 (△46.7%)	23 (△76.4%)
当期純利益 (対前期増減(△)率)		22 (△34.5%)	10 (△55.6%)	17 (74.2%)	10 (△40.5%)	36 (243.6%)
資本金 (発行済株式総数)		1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)
純資産額		1,569	1,577	1,579	1,587	1,605
総資産額		681,736	726,458	761,594	804,333	838,555
責任準備金残高 (対前期増減(△)率)		360,778 (6.6%)	391,482 (8.5%)	412,968 (5.5%)	415,802 (0.7%)	450,892 (8.4%)
(うち危険準備金残高) (対前期増減(△)率)		312,523 (6.2%)	341,675 (9.3%)	359,772 (5.3%)	355,813 (△1.1%)	378,731 (6.4%)
貸付金残高 (対前期増減(△)率)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
有価証券残高 (対前期増減(△)率)		618,296 (14.0%)	652,210 (5.5%)	682,285 (4.6%)	734,046 (7.6%)	771,383 (5.1%)
ソルベンシー・マージン比率		203.3%	176.3%	184.3%	182.2%	160.2%
配当性向		-%	-%	-%	-%	-%
従業員数		20名	20名	17名	18名	21名

(注) ソルベンシー・マージン比率の当社数値は保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項により、行政当局の行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないこととなっております。詳細は、38頁を参照下さい。

当社は、信託業務は行っていません。

3 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料等

種目：地震

(単位：百万円)

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
受再保険料(A)		108,028	120,972	143,493
解約返戻金(B)		1,045	1,082	1,440
受再正味保険料(A-B)		104,993	117,942	139,621
支払再保険料(C)		54,096	59,744	68,488
正味収入保険料(A-B-C)		50,896	58,198	71,132

- (注) 1. 解約返戻金…受再保険の解約返戻金です。
 2. 受再正味保険料…受再保険料から解約返戻金、その他返戻金を控除したものです。
 3. 正味収入保険料…受再正味保険料から支払再保険料を控除したものです。

② 保険引受利益

(単位：百万円)

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
保険引受収益		54,678	61,995	91,001
保険引受費用		54,097	61,515	90,580
営業費及び一般管理費		427	401	421
その他の収支		△154	△78	-
保険引受利益		-	-	-

- (注) 1. 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
 2. その他の収支は、地震保険損益計算における法人税等相当額です。

③ 正味支払保険金等

種目：地震

(単位：百万円)

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
受再正味保険金(A)		9,682	15,987	24,662
回収再保険金(B)		-	-	-
正味支払保険金(A-B)		9,682	15,987	24,662

- (注) 1. 受再正味保険金…受再契約の支払保険金から保険金戻入を控除したものです。
 2. 正味支払保険金…受再契約の支払保険金から回収再保険金を控除したものです。

(2) 保険契約に関する指標等

① 正味損害率及び正味事業費率及びその合算率

(単位：百万円)

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
正味損害率		20.5%	28.7%	37.9%
保険引受に係る事業費 (保険引受に係る営業費及び一般管理費)		22,345 (427)	24,804 (401)	29,982 (421)
(諸手数料及び集金費)		(21,918)	(24,403)	(28,560)
正味事業費率		43.9%	42.6%	40.7%
合算率		64.4%	71.3%	78.6%

- (注) 1. 正味損害率…(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
 2. 正味事業費率…(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
 3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

② 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
国内契約		100%	100%	100%

③ 出再を行った再保険者の数と出再保険料上位5社の割合

出再先保険会社の数	出再先保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
19社	77.9%

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象としています。

未収再保険金は該当ありません。
 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率については、該当ありません。
 出再保険料の格付け毎の割合については、地震保険を対象としておりません。
 当社は、契約者配当金を支払っていません。

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金の額及び責任準備金の額

(単位：百万円)

区分	年度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
支払備金		327	17,878	1,104
責任準備金		412,968	415,802	450,892
合計		413,295	433,681	451,997

② 引当金明細表

(単位：百万円)

区分	平成16年度 未残高	平成17年度 増加額	平成17年度 減少額	平成17年度 未残高	摘要
一般貸倒引当金	-	-	-	-	
個別貸倒引当金	-	-	-	-	
特定海外債権引当金勘定	-	-	-	-	
退職給付引当金	72	22	5	83	
役員退職慰労引当金	-	7	-	7	
賞与引当金	13	14	13	14	
価格変動準備金	0	7	-	7	
合計	86	52	19	113	

③ 資本金等明細表

(単位：百万円)

区分	平成16年度 未残高	平成17年度 増加額	平成17年度 減少額	平成17年度 未残高
資本金	1,000	-	-	1,000
うち発行株式	(2,000千株) 1,000	-	-	(2,000千株) 1,000
計	(2,000千株) 1,000	-	-	(2,000千株) 1,000
利益準備金	1	-	-	1
おおよび任意積立金	17	-	-	17
特別積立金	39	-	-	39
計	57	-	-	57

(注) 平成17年度末における自己株式数は、11,400株です。

④ 事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人件費		352	420	453
物件費		1,090	1,014	2,512
税金・拠出金		139	159	195
諸手数料及び集金費		21,918	24,403	28,560
合計		23,501	25,998	31,722

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

⑤ 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
国債等		26	35	92
外国証券		146	6	-
合計		172	41	92

⑥ 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
国債等		92	10	288
外国証券		51	221	401
合計		143	231	689

⑦有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
国債等		-	-	-
外国証券		-	-	-
合計		-	-	-

⑧減価償却費明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成17年度償却額	償却累計額	平成17年度未残高	償却累計率 %
建物 (営業用)	92 (92)	3 (3)	50 (50)	42 (42)	54.6 (54.6)
(賃貸用)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
動産	21	0	18	2	86.5
その他	9	0	2	6	28.4
合計	124	5	72	51	58.2

⑨不動産動産等処分損

(単位：百万円)

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
不動産 (土地)		- (-)	- (-)	- (-)
(建物)		(-)	(2)	(-)
動産		0	-	-
合計		0	2	-

責任準備金積み立て水準については、対象とする契約がないため省略します。

損害率の上昇に対する経常利益又は計上損失の変動については、保険金は責任準備金の取崩によって相殺されるため省略します。貸付金償却および不動産動産処分利益は該当するものがありません。

(4) 特別勘定に関する指標

該当ありません。

(5) 地震保険の責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区分	年度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
危険準備金		359,772	355,813	378,731
払戻積立金		3,297	3,303	2,639
未経過保険料積立金		49,898	56,685	69,521
合計		412,968	415,802	450,892

(6) 資産運用に関する指標等

①資産運用方針

当社は大地震などの発生の際には多額の再保険金を迅速に支払う必要があるため、流動性と安全性を第一義に、これに危険準備金の増加をはかるための収益性を加味して運用することを基本方針としています。また、取引執行部門とは独立したリスク管理部門が各種リスクを把握し、管理しています。

②資産運用の概況

預貯金

(単位：百万円)

区分	年度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
預貯金 (普通預金)		44,066 (15,736)	28,470 (1,140)	38,026 (10,696)
(定期預金)		(28,330)	(27,330)	(27,330)

総資産及び運用資産

(単位：百万円)

区分	年度	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
預貯金		44,066	5.8	28,470	3.5	38,026	4.5
コールローン		-	-	15,000	1.9	-	-
買入金銭債権		10,994	1.4	6,297	0.8	1,799	0.2
金銭の信託		11,794	1.5	9,173	1.1	15,528	1.9
有価証券		682,285	89.6	734,046	91.3	771,383	92.0
建物		43	0.0	45	0.0	42	0.0
運用資産計		749,185	98.4	793,033	98.6	826,779	98.6
総資産		761,594	100.0	804,333	100.0	838,555	100.0

③利息配当収入の額及び運用資産利回り(インカム利回り)

(単位：百万円)

区分	年度	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		金額	利回り(%)	金額	利回り(%)	金額	利回り(%)
預貯金		56	0.15	85	0.18	91	0.20
コールローン		0	0.05	0	0.05	0	0.05
買入金銭債権		15	0.18	14	0.17	4	0.12
金銭の信託		117	0.95	75	0.78	86	0.57
有価証券		9,199	1.39	9,140	1.30	10,307	1.40
建物		-	-	-	-	-	-
合計		9,389	1.30	9,315	1.21	10,490	1.31

(注) 運用資産利回り(インカム利回り)…資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標(従来から開示)。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=利息及び配当金収入(金銭の信託運用益(損)中の利息及び配当金収入に相当する額を含む。)

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

④資産運用利回り(実現利回り)

(単位：百万円)

区分	年度	平成16年度			平成17年度		
		分子の額	分母の額	資産運用利回り(%)	分子の額	分母の額	資産運用利回り(%)
預貯金		85	48,809	0.18	91	46,885	0.20
コールローン		0	80	0.05	0	208	0.05
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		14	8,425	0.17	4	3,918	0.12
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		83	9,633	0.87	270	15,260	1.77
有価証券		8,932	704,877	1.27	9,595	737,410	1.30
公社債		4,873	548,463	0.89	4,051	548,823	0.74
株式		-	-	-	-	-	-
外国証券		4,060	150,782	2.69	5,594	178,579	3.13
その他の証券		△1	5,631	△0.03	△51	10,007	△0.52
貸付金		-	-	-	-	-	-
建物		-	48	-	-	45	-
金融派生商品		△1,294	-	-	△3,457	-	-
その他		86	-	-	105	-	-
合計		7,907	771,874	1.02	6,609	803,728	0.82

(注) 資産運用利回り(実現利回り)…資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

⑤時価総合利回り(参考)

(単位：百万円)

区分	年度 平成16年度			年度 平成17年度		
	分子の額	分母の額	時価総合利回り(%)	分子の額	分母の額	時価総合利回り(%)
預貯金	85	48,809	0.18	91	46,885	0.20
コーポレート	0	80	0.05	0	208	0.05
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	14	8,425	0.17	4	3,918	0.12
商品有価証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	62	9,827	0.63	495	15,434	3.21
有価証券	7,407	711,706	1.04	△5,171	742,714	△0.70
公社債	5,315	553,069	0.96	△7,147	553,869	△1.29
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	2,164	153,045	1.41	2,021	178,946	1.13
その他の証券	△71	5,591	△1.29	△45	9,897	△0.46
貸付金	-	-	-	-	-	-
建物	-	48	-	-	45	-
金融派生商品	△1,294	-	-	△3,457	-	-
その他	86	-	-	105	-	-
合 計	6,361	778,897	0.82	△7,931	809,205	△0.98

(注) 時価総合利回り…時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

- ・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)
+(当期末評価差額* - 前期末評価差額*) + 繰延ヘッジ損益増減
- ・分母=取得原価又は償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額*
+売買目的有価証券に係る前期末評価差額

*税効果控除前の金額による。

⑥海外投融資残高、構成比及び利回り

(単位：百万円)

区分	年度 平成15年度末		年度 平成16年度末		年度 平成17年度末	
	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)
外貨建						
外国公社債	99,802	77.8	137,611	82.7	167,736	83.2
円貨建						
外国公社債	28,490	22.2	28,709	17.3	33,905	16.8
合 計	128,293	100.0	166,320	100.0	201,642	100.0
海外投融資利回り						
運用資産利回り(インカム利回り)	2.94%		2.84%		3.36%	
資産運用利回り(実現利回り)	3.03%		2.69%		3.13%	
時価総合利回り(参考)	2.60%		1.41%		1.13%	

(注) 1.「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り」は、海外投融資に係る資産について、
③利息配当収入の額及び運用資産利回り(インカム利回り)と同様の方法により算出したものであります。

2.「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り」は、海外投融資に係る資産について、
④資産運用利回り(実現利回り)と同様の方法により算出したものであります。

⑦保有有価証券の種類別残高及び合計に対する構成比(単位：百万円)

区分	年度 平成15年度末		年度 平成16年度末		年度 平成17年度末	
	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)
国債	204,373	30.0	256,145	34.9	310,554	40.3
地方債	21,453	3.1	17,940	2.4	4,476	0.6
社債	323,201	47.4	287,238	39.1	239,851	31.1
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	128,293	18.8	166,320	22.7	201,642	26.1
その他の証券	4,963	0.7	6,401	0.9	14,858	1.9
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-
合 計	682,285	100.0	734,046	100.0	771,383	100.0

⑧保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	年度			
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成17年度
運用資産利回り(インカム利回り)	公社債	1.07	0.88	0.78
	株式	-	-	-
	外国証券	2.94	2.84	3.36
	その他の証券	0.25	0.28	0.56
合 計	1.39	1.30	1.31	
資産運用利回り(実現利回り)	公社債	1.06	0.89	0.74
	株式	-	-	-
	外国証券	3.03	2.69	3.13
	その他の証券	△0.22	△0.03	△0.52
合 計	1.39	1.27	0.82	
時価総合利回り(参考)	公社債	0.21	0.96	△1.29
	株式	-	-	-
	外国証券	2.60	1.41	1.13
	その他の証券	△0.50	△1.29	△0.46
合 計	0.62	1.04	△0.98	

⑨有価証券の種類別の残存期間別残高

平成16年度末

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
国債	58,281	56,205	116,838	194	-	24,625	256,145
地方債	13,553	-	4,387	-	-	-	17,940
社債	86,144	106,893	90,992	3,004	203	-	287,238
株式	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	22,301	45,528	95,223	3,267	-	-	166,320
その他の証券	913	-	-	-	1,497	3,990	6,401
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-
合 計	181,194	208,626	307,442	6,466	1,700	28,616	734,046

平成17年度末

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
国債	43,635	87,471	153,791	-	-	25,655	310,554
地方債	-	1,828	2,553	-	95	-	4,476
社債	56,979	99,109	83,469	97	195	-	239,851
株式	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	17,053	53,602	121,662	6,403	2,919	-	201,642
その他の証券	-	-	5,066	-	2,986	6,805	14,858
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-
合 計	117,668	242,012	366,543	6,501	6,196	32,460	771,383

⑩不動産及び動産明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
土地		—	—	—
(営業用)		(—)	(—)	(—)
(賃貸用)		(—)	(—)	(—)
建物		43	45	42
(営業用)		(43)	(45)	(42)
(賃貸用)		(—)	(—)	(—)
建物仮勘定		—	—	—
(営業用)		(—)	(—)	(—)
(賃貸用)		(—)	(—)	(—)
不動産計		43	45	42
(営業用)		(43)	(45)	(42)
(賃貸用)		(—)	(—)	(—)
動産		4	3	2
合計		48	48	45

次の11項目については、該当するものではありません。

- ①商品有価証券、②商品有価証券の平均残高および売買高、③業種別保有株式の額、④貸付金の残存期間別の残高、⑤担保別貸付金残高、⑥使途別貸付金残高及び構成比、⑦業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合、⑧規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合、⑨公共関係投融资（新規引受ベース）、⑩住宅関連融資、⑪各種ローン金利

経理の状況

1 直近の2事業年度における計算書類

当社取締役社長は、以下の事業年度における財務諸表等は、下記の理由により不実の記載がなく、その作成過程は内部監査により適切であることを確認しております。

1. 財務諸表等は、作成に係わる業務分掌と事務処理規程及び権限基準の整備による適切な業務体制に基づいて作成されている。

2. 所管部署における業務プロセスについては、内部監査部門が適切性を検証し、重要な指摘事項がない旨を取締役に報告している。

また、保険業法第111条第1項の規程にもとづき公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書等については、会計監査人の監査を受けています。

(1) 貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科目	平成16年度 (平成17年3月31日現在)		平成17年度 (平成18年3月31日現在)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
現金及び預貯金	28,470	3.5	38,026	4.5
預貯金	28,470		38,026	
コールローン	15,000	1.9	—	
買入金銭債権	6,297	0.8	1,799	0.2
金銭の信託	9,173	1.1	15,528	1.9
有価証券	734,046	91.3	771,383	92.0
国債	256,145		310,554	
地方債	17,940		4,476	
社債	287,238		239,851	
外国証券	166,320		201,642	
その他の証券	6,401		14,858	
不動産及び動産	48	0.0	45	0.0
建物	45		42	
動産	3		2	
その他資産	11,241	1.4	11,686	1.4
再保険貸	8,032		8,172	
未収金	109		427	
未収収益	2,419		2,910	
預託金	52		51	
仮払金	176		96	
金融派生商品	448		20	
その他の資産	3		6	
繰延税金資産	54	0.0	85	0.0
資産の部合計	804,333	100.0	838,555	100.0

(負債の部)

(単位：百万円)

科目	平成16年度 (平成17年3月31日現在)		平成17年度 (平成18年3月31日現在)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
保険契約準備金	433,681	53.9	451,997	53.9
支払準備金	17,878		1,104	
責任準備金	415,802		450,892	
受託金	354,483	44.1	377,390	45.0
その他負債	9,036	1.1	16,503	2.0
再保険借	4,920		5,390	
未払法人税等	99		114	
預り金	2		2	
未払金	746		702	
仮受金	7		—	
金融派生商品	3,259		10,292	
退職給付引当金	72	0.0	83	0.0
役員退職慰労引当金			7	0.0
賞与引当金	13	0.0	14	0.0
価格変動準備金	0	0.0	7	0.0
地震保険評価差額金	5,458	0.7	△9,054	△1.1
負債の部合計	802,746	99.8	836,949	99.8

(資本の部)

(単位：百万円)

科目	平成16年度 (平成17年3月31日現在)		平成17年度 (平成18年3月31日現在)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
資本金	1,000	0.1	1,000	0.1
利益剰余金	580	0.1	617	0.1
利益準備金	1		1	
任意積立金	56		56	
(特別積立金)	(17)		(17)	
(価格変動特別積立金)	(39)		(39)	
当期末処分利益	522		559	
(当期純利益)	(10)		(36)	
株式等評価差額金	11	0.0	△5	△0.0
自己株式	△5	△0.0	△5	△0.0
資本の部合計	1,587	0.2	1,605	0.2
負債及び資本の部合計	804,333	100.0	838,555	100.0

平成17年度の注記事項

1. 有価証券の評価基準、評価方法及び表示方法
 - (1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。
 - (2) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っています。
 - (3) 地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額について、税効果控除前の額を、保険業法施行規則に基づき、負債の部に「地震保険評価差額金」として表示しています。それ以外の評価差額については税効果控除後の額を全部資本直入法により処理し、資本の部に表示しています。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっています。
 - (2) 運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法により行っています。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
4. 不動産及び動産の減価償却は定率法により行っています。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てることとしています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき財務部が資産査定を実施し、当該部署から独立した管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。なお、当期は引当の対象となる資産がないため計上を行っていません。
 - (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付債務は、自己都合退職による期末要支給額を基に計算する簡便法により算出しています。

上記のほか、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額7百万円を役員退職慰労引当金に計上して
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準を適用しています。
7. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。
8. 責任準備金の内訳項目である危険準備金は、責任準備金の算出方法書に基づき、正味純保険料の額と資産の運用によって生じた利益から法人税等相当額を除いた額を危険準備金として累積して積み立てています。
9. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
10. 不動産及び動産の減価償却累計額は、69百万円です。
11. 貸借対照表に計上した動産のほか、電子計算機等の一部についてはリース契約により使用しています。
12. 繰延税金資産の総額は89百万円、繰延税金負債の総額は3百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、未払事業税41百万円、退職給付引当金30百万円、賞与引当金5百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金3百万円です。
13. 当期から、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日）および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日））を適用していますが、該当する固定資産はありません。
14. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成16年度 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)
		金額	金額
経常 損益 の 部	経常収益	71,856	107,868
	保険引受収益	61,995	91,001
	正味収入保険料	58,198	71,132
	支払備金戻入額	-	16,773
	積立保険料等運用益	3,796	3,095
	資産運用収益	9,860	16,846
	利息及び配当金収入	9,240	10,403
	金銭の信託運用益	79	376
	有価証券売却益	41	92
	為替差益	4,208	8,964
	その他運用収益	86	105
	積立保険料等運用益振替	△3,796	△3,095
	その他経常収益	1	20
	経常費用	71,758	107,845
	保険引受費用	61,515	90,580
	正味支払保険金	15,987	24,662
	損害調査費	739	2,266
	諸手数料及び集金費	24,403	28,560
	支払備金繰入額	17,550	-
	責任準備金繰入額	2,834	35,089
資産運用費用	5,753	13,331	
金銭の信託運用損	-	105	
有価証券売却損	231	689	
有価証券償還損	17	114	
金融派生商品費用	5,503	12,422	
その他運用費用	0	0	
営業費及び一般管理費	855	894	
その他経常費用	3,634	3,038	
支払利息	3,634	3,038	
経常利益	98	23	
特別 損益 の 部	特別利益	0	-
	価格変動準備金戻入額	0	-
	特別損失	2	7
	不動産動産処分損	2	-
価格変動準備金繰入額	-	7	
税引前当期純利益	96	15	
法人税及び住民税	96	0	
法人税等調整額	△10	△21	
当期純利益	10	36	
前期繰越利益	512	522	
当期末処分利益	522	559	

平成17年度の注記事項

1. 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	139,621百万円
支払再保険料	68,488百万円

 差引 71,132百万円

(正味収入保険料には、計上漏れ等分203百万円を含む)

2. 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	24,662百万円
-------	-----------

 差引 24,662百万円

3. 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

受再保険手数料	28,560百万円
---------	-----------

 差引 28,560百万円

4. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	91百万円
コールローン利息	0百万円
買入金銭債権利息	4百万円
有価証券利息	10,307百万円

 計 10,403百万円

5. 金融派生商品費用中の評価損益は10,272百万円の損です。

6. 1株当たりの当期純利益は、18円23銭です。

算定上の基礎である当期純利益は36百万円、普通株式に係る当期純利益は36百万円、普通株式の期中平均株式数は1,988千株です。

7. 当期における法定実効税率は36.21%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は△134.11%であり、この差異の主な内訳は、危険準備金にかかる広告宣伝費用損金算入額△487.71%および未經過保険料積立金運用益超過額△406.71%、税務上の繰越欠損金718.81%です。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成16年度 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)
		金額	金額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		96	15
減価償却費		5	5
支払備金の増加額		17,550	△16,773
責任準備金の増加額		2,834	35,089
受託金の増加額		20,268	22,907
退職給付引当金の増加額		8	10
役員退職慰労引当金の増加額		-	7
賞与引当金の増加額		1	1
価格変動準備金の増加額		△0	7
利息及び配当金収入		△9,240	△10,403
有価証券関係損益		207	711
為替差損益		△6,280	△8,705
不動産動産関係損益		2	-
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額		△1,048	△377
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額		459	418
その他		5,585	7,486
小計		30,449	30,402
利息及び配当金の受取額		9,410	10,019
法人税等の支払額		△103	△10
営業活動によるキャッシュ・フロー		39,756	40,410
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増加額		1,000	-
買入金銭債権の取得による支出		△14,589	△3,497
買入金銭債権の売却・償還による収入		20,287	7,796
金銭の信託の増加による支出		-	△10,130
金銭の信託の減少による収入		2,600	4,000
有価証券の取得による支出		△333,388	△332,403
有価証券の売却・償還による収入		285,744	288,186
II ①小計		△38,345	△46,049
(I + II ①)		(1,410)	(△5,638)
不動産及び動産の取得による支出		△7	△5
投資活動によるキャッシュ・フロー		△38,352	△46,054
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
V. 現金及び現金同等物の増加額		1,403	△5,643
VI. 現金及び現金同等物期首残高		15,736	17,140
VII. 現金及び現金同等物期末残高		17,140	11,496

注記事項

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

	(平成17年3月31日現在)	(平成18年3月31日現在)
現金及び預貯金	28,470	38,026
コールローン	15,000	-
買入金銭債権	6,297	1,799
有価証券	734,046	771,383
預入期間が3ヶ月を超える預貯金	△27,330	△27,330
現金同等物以外の買入金銭債権	△5,297	△999
現金同等物以外の有価証券	△734,046	△771,383
現金及び現金同等物	17,140	11,496

2. キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっています。

(4) 利益処分

(単位：百万円)

科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
当期末処分利益	512	522	559
次期繰越利益	512	522	559

(5) 1株当たりの配当等及び1人当たりの総資産額

(単位：百万円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1株当たり配当金	-	-	-
1株当たり当期純利益	8.90円	5.30円	18.23円
配当性向	-	-	-
1株当たり純資産額	794.04円	798.07円	807.42円
従業員1人当たり総資産額	44,799	44,685	39,931

(注) 1. 1株当たり当期純利益は $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均株数(加重平均)}}$ により算出しています。

2. 1株当たり情報の計算については、自己株式数を控除して算出しています。

3. 従業員1人当たり総資産額は $\frac{\text{期末総資産}}{\text{期末従業員数}}$ により算出しています。

2 リスク管理債権

次の5項目については、該当ありません。

(1) 破綻先債権、(2) 延滞債権、(3) 3ヶ月以上延滞債権、(4) 貸付条件緩和債権、(5) リスク管理債権の合計額

3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

4 債務者区分に基づいて区分された債権

次の4項目については、該当ありません。

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、(2) 危険債権、(3) 要管理債権、(4) 正常債権

5 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

区分		年度		
		平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
(A)	ソルベンシー・マージン総額	364,308	359,908	375,606
	資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産およびその他有価証券評価差額金を除く)	1,564	1,575	1,611
	価格変動準備金	0	0	7
	異常危険準備金	359,772	355,813	378,731
	一般貸倒引当金	-	-	-
	その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	2,971	2,520	△4,743
	土地の含み損益	-	-	-
	負債性資本調達手段等	-	-	-
	控除項目	-	-	-
	その他	-	-	-
(B)	リスクの合計額	395,324	394,964	468,880
	$\sqrt{R1^2+(R2+R3)^2+R4+R5}$			
	一般保険リスク相当額(R1)	-	-	-
	予定利率リスク相当額(R2)	-	-	-
	資産運用リスク相当額(R3)	7,543	7,190	7,676
	経営管理リスク相当額(R4)	7,751	7,744	9,193
	巨大災害リスク相当額(R5)	380,030	380,030	452,010
(C)	ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B)×1/2]×100	184.3%	182.2%	160.2%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定にもとづいて算出しています。

「通常の予測を超える危険」(リスクの合計額)：①～⑤の総額

- ①保険引受上の危険： 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
- ②予定利率上の危険： 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③資産運用上の危険： 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④経営管理上の危険： 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
- ⑤巨大災害に係る危険： 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災等)により発生し得る危険

「損害保険会社が有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)

損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、有価証券・土地の含み益の一部等の総額であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

ソルベンシー・マージン比率とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」(上表の(B))に対する「損害保険会社が有している資本・準備金等の支払余力」(上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等にもとづき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。

◎◎ 当社は、「地震保険に関する法律」にもとづき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項(注)により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

(注) 条文は、次のとおりです。

「保険会社が地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社について、当該保険会社が該当する前条第1項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に掲げる命令とする。」

6 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

(1) 有価証券

① その他有価証券で時価のあるもの

平成16年度末 (単位: 百万円)

区 分	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	534,272	539,340	5,068
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	115,555	120,974	5,419
	そ の 他	-	-	-
	小 計	649,827	660,315	10,487
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	22,005	21,984	△21
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	49,057	45,345	△3,711
	そ の 他	6,510	6,401	△109
	小 計	77,573	73,731	△3,842
合 計		727,401	734,046	6,644

平成17年度末 (単位: 百万円)

区 分	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	99,781	100,108	327
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	134,319	142,393	8,073
	そ の 他	1,797	1,826	28
	小 計	235,898	244,328	8,430
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	461,253	454,773	△6,480
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	60,483	59,248	△1,234
	そ の 他	13,164	13,032	△131
	小 計	534,901	527,054	△7,846
合 計		770,799	771,383	583

② 当期に売却したその他有価証券 (単位: 百万円)

種 類	平成16年度			平成17年度		
	売却額	売却益合計	売却損合計	売却額	売却益合計	売却損合計
その 他 有 価 証 券	50,182	41	231	51,149	92	689

次の4項目については、該当ありません。

- ① 売買目的有価証券、② 満期保有目的の債券で時価のあるもの、③ 当期に売却した満期保有目的の債券、④ 時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(2) 金銭の信託

① 運用目的の金銭の信託 (単位: 百万円)

種 類	平成16年度末		平成17年度末	
	貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額
金 銭 の 信 託	-	-	10,000	-

② 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③ 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託 (単位: 百万円)

種 類	平成16年度末			平成17年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
金 銭 の 信 託	9,000	9,173	173	5,130	5,528	398

(3) デリバティブ取引情報

① 取引の状況に関する事項

当社では外貨建資産に係る将来の為替相場の変動によるリスクをヘッジする目的で、為替予約取引、通貨オプション取引を行っているほか、債券に係る将来の金利変動リスクを軽減する目的で、債券店頭オプション取引を行っています。

当社が利用しているデリバティブ取引は相場の変動による市場リスクを有していますが、大部分は現物資産をヘッジする目的で行っているため、当該取引の損失のみが発生することはありません。また、一部購入予定の債券に関してオプション取引を利用する場合がありますが、量的制限を設けているため、リスクは限定的です。

取引先は信用度の高い金融機関であるため、契約不履行等の信用リスクはほとんどないと考えています。

当社のデリバティブ取引の状況は取引執行部門と分離したリスク管理部門がチェックし、定期的に常務会等へ報告しています。

② 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引における「契約額等」は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が、そのままデリバティブ取引に係る市場リスクや信用リスク等を表すものではありません。

③ デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益

(イ) 通貨関連 (単位: 百万円)

区 分	種 類	平成16年度末			平成17年度末				
		契約額等 う51年超	時価	評価損益	契約額等 う51年超	時価	評価損益		
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売 建								
	米 ド ル	58,274	20,078	58,768	△494	61,231	28,403	66,631	△5,400
	ユ ー ロ	69,390	31,730	71,698	△2,308	83,141	34,779	87,637	△4,496
	カナダドル	-	-	-	-	2,872	1,211	3,246	△374
	合 計			130,467	△2,802			157,516	△10,272

(注) 時価の算定方法

為替予約取引……………為替相場は先物相場を使用しております。

(ロ) 債券関連 (単位: 百万円)

区 分	種 類	平成16年度末			平成17年度末			
		契約額等 う51年超	時価	評価損益	契約額等 う51年超	時価	評価損益	
市場取引以外の取引	債券店頭オプション取引							
	売 建							
	コ ー ル (オプションミアム)	5,000	-	16	△8	-	-	-
	合 計			-	△8			-

(注) 時価の算定方法はオプション価格計算モデル等によっております。

その他の時価情報等は、該当ありません。

用語の解説～地震保険を理解するために～

あ 行

一部損

地震保険における一部損とは、保険の目的が建物の場合、地震、津波、噴火により損害を受け、主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が、その建物の保険価額の3%以上20%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の10%以上30%未満となった場合の損害の程度をいいます。

受再保険会社

出再保険会社から、再保険契約を引き受ける保険会社のことをいいます。

か 行

価格変動準備金

保険会社が保有する有価証券などの価格変動による損失に備えるための準備金をいいます。

家計保険

家庭の様々な危険に対処するため、個人が加入する保険で、企業経営の立場から利用される企業保険と区別するために使われます。個人の住居や家財に対する火災保険・地震保険、家庭用の自動車に対する自動車保険などが家計保険に属します。

危険準備金

将来生じうる地震、津波、噴火による保険金の支払いに備えて、当社が積み立てる準備金をいいます。

警戒宣言

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）にもとづく警戒宣言のことで、内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、地震に対する警戒体制を執るよう公示等をするようになっていきます。

警戒宣言が発せられた場合、「地震保険に関する法律」にもとづき、地震防災対策強化地域に所在する建物・家財について地震保険の新規契約の引受けおよび既契約分の契約金額の増額はできないことになっています。なお、警戒宣言発令中に満期を迎える地震保険契約については、契約金額が同額以下であれば、継続して契約できます。

さ 行

再保険

保険会社が元受保険契約にもとづく保険金支払責任のすべて、または一部分を別の保険会社に転嫁することをいいます。これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くためには同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化を十分に行わなければならないためです。

再々保険

再保険を引き受けた保険会社が、危険分散などのために引き受けた責任の一部または全部を、更に他の保険会社に転嫁することをいいます。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に再保険するときに支払う保険料のことをいいます。

再保険金

再保険を引き受けた保険会社（受再保険会社）が再保険を出した保険会社（出再保険会社）に支払う保険金のことをいいます。また、出再者が受再者から再保険金を受け取ることを「再保険金の回収」といいます。

再保険手数料

受再保険会社が出再保険会社へ、再保険引受に対して再保険料の一定率を支払う手数料のことです。

時価額

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

事業費

保険事業を遂行するための費用で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料および集金費を総称しています。

支払備金

保険契約上の支払義務が生じている保険事故で、未だ保険金を支払っていないものについて、将来の保険金支払いのために積み立てる準備金をいいます。

出再保険会社

自ら引き受けた保険責任のうち、危険分散などのためにその一部または全部を再保険として転嫁する会社のことをいいます。

正味収入保険料

元受保険料に再保険料を加減（受再保険料を加え、出再保険料を控除する）し、さらに、積立保険料と諸返戻金を控除した保険料のことです。

責任限度額

地震保険では、1回の地震、津波、噴火または1会計年度ごとの保険金支払に対する当社、損害保険会社および政府の負担額が決まっています。それぞれが責任を負担する最大の金額を責任限度額といます。それぞれの責任限度額の合計額は総支払限度額と一致しています。

責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金をいいます。

全 損

地震保険における全損とは、保険の目的が建物の場合には、地震、津波、噴火により損害を受け、主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が、その建物の保険価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合の損害の程度をいいます。家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の80%以上となった場合の損害の程度をいいます。

総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震、津波、噴火によって政府および保険会社が支払う保険金の最大支払額である総支払限度額が定められています。総支払限度額は現時点において有効な地震保険契約の予想最大損害額にもとづいて決められており、関東大震災程度のものが再来した場合に想定しうる保険金支払いを賄えることを目的に決定されています。

なお、仮に支払保険金の総額がこの総支払限度額を超過するようなことがあれば、支払保険金総額に対する総支払限度額の割合によって、各契約ごとの保険金を削減することができることになっています。

損害率

一定期間における収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。通常は正味保険金に損害調査費を加えた額を正味収入保険料で除した割合をいいます。

た 行

大数の法則

サイコロを振って1の目が出る確率は振る回数が多くなるほど6分の1に近づきます。このような個々の確率は必ずしも一定でないとしても、大量の事例を観察すると確率が一定の値に近づくことを大数の法則といいます。保険料の算定のもとになる保険事故の確率は、大数の法則にもとづいて算出されます。

特約再保険

出再保険会社と受再保険会社との間で、あらかじめ再保険取引についての包括的な取り決めが締結され、これにもとづいて対象となる元受保険契約が自動的かつ包括的に再保険される契約をいいます。

超過損害額再保険特約

1事故による損害額が一定限度を超過した場合、その超過損害額を、ある限度を定めててん補する再保険の方式です。

は 行

半 損

地震保険における半損とは、保険の目的が建物の場合には、地震、津波、噴火により損害を受け、主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が、その建物の保険価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の30%以上80%未満となった場合の損害の程度をいいます。

保険価額

地震保険の場合には、損害が生じた土地および時における保険の目的の価格をいいます。

保険期間

保険会社が保険契約にもとづく責任を負う期間のことをいい、その期間内に保険事故が発生した場合に保険会社は責任を負いません。

保険金額

保険契約に際して、保険会社と保険契約者との間で定めた契約金額をいいます。この金額は保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。

保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。地震保険では建物・家財がこれにあたります。

ま 行

元受保険契約

保険会社が一般の契約者から引き受ける保険契約を元受保険契約といいます。

元受保険会社（元受社）

一般の契約者から直接に保険を引き受ける会社を元受社といえます。

日本地震再保険の現状2006
平成18年7月発行

日本地震再保険株式会社
業務部業務運営グループ

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
小舟町富士プラザ内

URL <http://www.nihonjishin.co.jp/>
E-mail gyoumuunei@nihonjishin.co.jp
TEL 03(3664)6107

本誌は保険業法第111条にもとづいて作成致しました。

 日本地震再保険株式会社
<http://www.nihonjishin.co.jp/>



古紙配合率100%再生紙を使用しています